

議 事 日 程

第 1 回臨時会
R 6 . 3 . 29 午後 4 時
粕江市役所 4 階特別会議室

1 審議事項

- (1) 議案第 15 号
粕江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第 16 号
粕江市外国語活動特別非常勤講師設置規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第 17 号
粕江市立学校職員労働安全衛生管理規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第 18 号
粕江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の全部を改正する要綱
- (5) 議案第 19 号
粕江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱
- (6) 議案第 20 号
海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱の一部を改正する要綱
- (7) 議案第 21 号
粕江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱
- (8) 議案第 22 号
粕江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱
- (9) 議案第 23 号
粕江市こどもかけこみ 110 番事業に関する補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (10) 議案第 24 号
粕江市こどもかけこみ 110 番見舞金補償制度実施要綱の一部を改正する要綱
- (11) 議案第 25 号
学校の働き方改革プランの改定について
- (12) 議案第 26 号
粕江市社会教育関係委員の委嘱について

2 報告事項

- － 議会報告 －
な し
－ 行政報告 －

な し

－事務報告－

- (1) 令和5年度狛江市立学校第三者評価委員会報告について
- (2) 令和6年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について (3)

議案第 15 号

狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則の一部を
改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月29日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

令和6年度に終期を迎える第3期狛江市教育振興基本計画の改定に伴い、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の委員について、所要の改正を行う。

狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

令和6年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則（平成31年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委員) 第3条 検討委員会は、委員 <u>11人</u> 以内で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。 (1) (略) (2) 教育関係者 <u>6人</u> 以内 (3) (略)	(委員) 第3条 検討委員会は、委員 <u>10人</u> 以内で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。 (1) (略) (2) 教育関係者 <u>5人</u> 以内 (3) (略)

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 16 号

狛江市外国語活動特別非常勤講師設置規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月29日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

外国語特別非常勤講師に関する文言整理や資格要件等の所要の改正を行う。

狛江市外国語活動特別非常勤講師設置規則の一部を改正する規則（案）

令和6年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市外国語活動特別非常勤講師設置規則（令和3年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>狛江市<u>学校</u>特別非常勤講師設置規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、高度な専門性を有する外部人材による授業を行い、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図るため、<u>学校特別非常勤講師</u>（以下「特別非常勤講師」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（資格）</p> <p>第3条 特別非常勤講師は、狛江市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第23号）第3条第1項各号に規定する要件のほか、次の各号に掲げる<u>区分に応じ当該各号に定める要件に該当する者とする。</u></p> <p><u>（1）外国語活動の授業を行う特別非常勤講師 次の各号に掲げるいずれかに該当する者</u></p> <p>ア <u>日常的に英語を使用する業務に従事した経験があり、直近3年程度の間においてTOEIC700点以上であること。</u></p> <p>イ <u>おおむね3年以上継続して日常的に英語を使用する業務に従事していること。</u></p> <p><u>（2）体育の授業を行う特別非常勤講師 スポーツ競技の専門的な知識を有する者であって、次の各号に掲げるいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>各競技の都道府県大会又はこれと</u></p>	<p>狛江市<u>外国語活動</u>特別非常勤講師設置規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>新たな指導分野である小学校外国語活動において、</u>高度な専門性を有する外部人材による授業を行い、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図るため、<u>外国語活動特別非常勤講師</u>（以下「特別非常勤講師」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（資格）</p> <p>第3条 特別非常勤講師は、狛江市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第23号）第3条第1項各号に規定する要件のほか、次の各号に掲げる<u>いずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>（1）日常的に英語を使用する業務に従事した経験のある者で、直近3年程度の間においてTOEIC700点以上のもの</u></p> <p><u>（2）おおむね3年以上継続して日常的に英語を使用する業務に従事している者</u></p>

改正後	改正前
<p><u>同等以上の大会に出場し、活躍した実績があること。</u></p> <p>イ <u>指導者として指導した児童又は生徒が前号と同等の活躍をした実績があること。</u></p> <p>ウ <u>長年にわたり、指導者として競技指導の経験があること。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第4条 特別非常勤講師は、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>学校の授業における単独での指導</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第6条 <u>特別非常勤講師の報酬等は、狛江市非常勤職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第24号）に定めるところによる。</u></p>	<p>(3) <u>前2号と同程度の能力を有すると教育長が認める者</u></p> <p>(職務)</p> <p>第4条 特別非常勤講師は、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>外国語活動の授業における単独での指導</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第6条 <u>狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第24号）第2条第1項に規定する規則で定める報酬の額は、1時間当たり3,000円とする。</u></p>

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 17 号

狛江市立学校職員労働安全衛生管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 29 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

労働安全衛生法上の義務事項の規定に則り、所要の改正を行う。

狛江市立学校職員労働安全衛生管理規則の一部を改正する規則（案）

令和6年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市立学校職員労働安全衛生管理規則（平成31年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(産業医)</p> <p>第8条 教育委員会は、法第13条第1項の規定に基づき、<u>教職員の数が常時50人以上の学校に法第13条第2項に定められた要件を備えた産業医を置く。</u></p> <p>2 教育委員会は、法第13条の2第1項の規定に基づき、<u>教職員の数が常時50人以上の学校以外に属する教職員の健康管理等を行うため、法第13条第2項に定められた要件を備えた産業医を教育委員会に置く。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(産業医)</p> <p>第8条 教育委員会は、法第13条第1項の規定に基づき、法第13条第2項に定められた要件を備えた産業医を委嘱する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(産業医の職務)</p> <p>第9条 産業医は、次に掲げる業務で医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</p> <p>(1) <u>健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項及び第66条の8の4第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>作業環境の維持に関すること。</u></p>	<p>(産業医の職務)</p> <p>第9条 産業医は、次の各号に掲げる業務で医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</p> <p>(1) <u>教職員の安全及び衛生に係る業務の企画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>健康診断及びストレスチェックの結果に基づく措置に関すること。</u></p> <p>(3) <u>衛生教育、保健指導及び健康相談に関すること。</u></p> <p>(4) <u>職場環境の評価及び作業管理に関する事項に関すること。</u></p>

改正後	改正前
(5) <u>作業の管理に関すること。</u>	(5) <u>教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。</u>
(6) <u>前各号に掲げるもののほか、教職員の健康管理に関すること。</u>	(6) <u>前各号に掲げるもののほか、職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</u>
(7) <u>健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</u>	
(8) <u>衛生教育に関すること。</u>	
(9) <u>教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。</u>	
2 <u>産業医は、前項各号に掲げる事項について、校長及び衛生管理者又は衛生推進者に対して指導若しくは助言することができる。</u>	2 <u>産業医は、前項各号に掲げる事項について、校長及び衛生管理者に対して指導若しくは助言することができる。</u>
3 <u>前条第1項の産業医は、毎月1回以上作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</u>	3 <u>産業医は、教育長が特に必要があると認めるときは、法第13条の2の規定により、その所属する事業場以外の事業場に係る第1項各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行うことができる。</u>
4 <u>前条第2項の産業医は、教育委員会が指示する頻度で作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</u>	
<u>(学校衛生委員会)</u>	
第10条 <u>法第18条第1項の規定に基づき、教職員の数が常時50人以上の学校に学校衛生委員会を置き、次に掲げる事項を調査審議する。</u>	
(1) <u>教職員の危険又は健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項</u>	
(2) <u>その他第1条に掲げる目的を達成するため、学校衛生委員会の委員長が必要と認める事項</u>	

改正後	改正前
<p><u>(学校衛生委員会の組織)</u></p> <p>第11条 学校衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 校長</p> <p>(2) 衛生管理者</p> <p>(3) 産業医</p> <p>(4) 衛生に関し経験を有する該当校の教職員のうち、校長が指名する者</p>	
<p><u>(学校衛生委員会の委員長)</u></p> <p>第12条 学校衛生委員会に委員長を置き、校長をもってこれに充てる。</p> <p>2 学校衛生委員会は、委員長が招集する。</p> <p>3 委員長は、会務を総理し、会議の議長を務める。</p> <p>4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p>	
<p><u>(学校衛生委員会の会議等)</u></p> <p>第13条 学校衛生委員会の会議は、毎月1回以上開催するものとする。</p> <p>2 学校衛生委員会が調査審議した事項は、記録し、保存しなければならない。</p> <p>3 委員長は、学校衛生委員会の会議の結果のうち特に重要な事項については、教育長に報告しなければならない。</p> <p>4 本規則の定めのほか、学校衛生委員会の運営について必要な事項は、学校衛生委員会が定める。</p>	
<p>(労働安全衛生委員会)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(労働安全衛生委員会)</p> <p>第10条 (略)</p>
<p>(労働安全衛生委員会の組織)</p> <p>第15条 労働安全衛生委員会の委員は、次に掲げる者<u>23人</u>以内をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(労働安全衛生委員会の委員長)</p>	<p>(労働安全衛生委員会の組織)</p> <p>第11条 労働安全衛生委員会の委員は、次に掲げる者<u>22人</u>以内をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(労働安全衛生委員会の委員長)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第16条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(労働安全衛生委員会の招集)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>2 労働安全衛生委員会は、<u>第15条</u>第1号から第3号までに掲げる委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p>	<p><u>第12条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(衛生委員会の招集)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>2 労働安全衛生委員会は、<u>第11条</u>第1号から第3号までに掲げる委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p>

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 18 号

狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱の全部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 29 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の改正を踏まえ、より事業者との協働を進めるため、狛江市教育委員会の後援等について、所要の改正を行う。

狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱（案）

令和6年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱（昭和61年教育委員会要綱）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、狛江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び狛江市立の教育機関（以下「教育機関」という。）が各種事業の後援又は共催を行う場合における後援名義等の使用の承認に関する基準、手続等について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）後援 教育委員会が事業の主旨に賛同し、その開催を奨励すること。
- （2）共催 教育委員会が事業の主旨に賛同し、その開催者とともに事業の実施にあたること。

（基準）

第3条 教育委員会又は教育機関の後援又は共催を受けようとする事業は、次の各号に掲げる事業要件を満たしていなければならない。

- （1）教育委員会の教育行政の運営に関する一般方針に反しないものであること。
- （2）事業内容が明らかに教育・学術及び文化の向上普及に寄与するもので公益性があること。
- （3）宗教活動、政治活動、売名又は営利を目的としていないこと（実施団体が営利を目的とする団体であっても、事業が非営利かつ公益的なものであり、教育・学術及び文化の向上普及に寄与すると認められる場合を含む。）。
- （4）特定の流派、個人の発表会等でないこと。
- （5）国若しくは地方公共団体、社会教育団体又はこれに類する団体が実施する事業であること。
- （6）事業規模は、狛江市全体を対象とするものとし2市以上の広範のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 狛江市が開催地であるとき。
 - イ 主催者の所在が狛江市内であるとき。
 - ウ 事業実施上明らかに効果的であると認められるとき。
- （7）参加料、入場料、出品料等を徴しないものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 徴収した費用を当該事業の運営のみに充てる場合
 - イ 事業の収益の全額を公共の福祉の増進に向けた活動に寄付する場合

- ウ 事業の収益の全額を狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成15年条例第1号）に規定する市民公益活動を行う団体が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に基づく活動に充てる場合
- (8) 事業実施に必要な会場施設、場所及びその他の条件が確保され、公衆衛生及び災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- (9) 共催については、原則として次のとおり事業を分担するものであること。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。
- ア 教育委員会又は教育委員会に設置する審議会等が事業の企画・運営に参加しているもの
- イ 教育委員会と団体が当該事業費を分担しているもの（補助金として事業費補助を受けている場合を含む。）

（承認の申請）

第4条 教育委員会の後援名義等の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援・共催名義使用申請書（第1号様式）に次の書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 主催者の存在を明らかにする書類
- (2) 役員その他事業関係者の住所及び身分等を明らかにする書類
- (3) 事業目的及び事業計画を明らかにする書類（予算書を含む。）
- (4) その他教育長が特に必要と認めるもの

2 前項に掲げる書類は、教育長が認めた場合に限り、これを省略することができる。

（承認の決定）

第5条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、承認する場合にあっては後援・共催名義使用承認通知書（第2号様式）により、不承認の場合にあっては後援・共催名義使用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定により後援名義等の使用を承認する場合は、一定の条件を付すことができる。

（承認期間）

第6条 承認期間は、3月を限度とする。ただし、事業の性質上相当期間必要と教育長が認めた場合は、この限りでない。

（承認の取消し）

第7条 教育長は、第5条第1項の規定により後援名義等の使用を承認した団体が次のいずれかに該当した場合は、承認を取り消すものとし、後援・共催名義使用承認取消通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により、事業の後援又は共催の承認を受けたとき。
- (2) 第5条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 申請者が承認の取消しを申し出たとき。

2 前項第3号の申出は、文書により届け出なければならない。

（名義の無断使用に係る措置）

第8条 教育長は、教育委員会の後援名義等の無断使用が判明したときは、名義を使用した者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

(準用)

第9条 教育機関の後援名義等の使用における手続等については、第4条から前条までの規定を準用する。ただし、この場合において、「教育委員会」とあるのは「教育機関」と、「教育長」とあるのは「当該教育機関の長」と読み替えるものとする。

(事務処理)

第10条 この要綱の規定に基づき行われる承認の手続等の事務処理は、次に掲げる場合に応じて当該各号に掲げる部課等がこれを行うものとする。

(1) 社会教育関係団体及び体育・スポーツ等の活動を目的とする団体 社会教育課

(2) 前号の団体以外の団体 学校教育課

(3) 教育機関の後援又は共催 当該教育機関

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

狛江市教育委員会
教育長 様

申請者
団体名
代表者名
住所
電話

後援・共催名義使用申請書

このことについて、下記のとおり事業を実施しますので、貴教育委員会の名義使用について承認くださいますよう申請いたします。

なお、名義使用にあたっては、承認条件を遵守いたします。

記

1. 主催団体名

住所

代表者

電話

2. 事業名

3. 実施の目的

4. 実施日時（期間）

自 年 月 日 午前 時 分
午後

至 年 月 日 午前 時 分
午後

5. 実施場所 電話

6. 事業内容（別紙でも可）

7. 実施責任者

住所

氏名

電話

8. 指導者又は講師

9. 他の後援・共催団体名 後援 共催

10. 経費等の徴収（次の（1）・（2）のどちらかに○をつけてください。）

（1）すべて無料

（2）有料

① 幼児 円 ② 小学生 円 ③ 中学生 円

④ 高校生 円 ⑤ 大学生 円 ⑥ 一般 円

11. 希望の名義（次の（1）・（2）のどちらかに○をつけてください。）

狛江市教育委員会 （1）後援 （2）共催

12. 過去の名義使用の有無

（次のどちらかを○で囲み、有の場合は承認日を記入してください。）

有（最新承認日 年 月 日）・無

（注意）この申請に添付するもの

（1）主催者の存在を明確にするもの（2）役員等事業関係者の住所又は身分を明らかにするもの（3）事業計画書（4）予算書（5）広報原稿（6）その他

第2号様式（第5条関係）

狛 発第 号
年 月 日

後援・共催名義使用承認通知書

様

狛江市教育委員会
教育長

年 月 日付で申請のあったことについて、狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第5条第1項の規定により、狛江市教育委員会の後援・共催名義使用を承認します。

なお、名義の使用にあたっては、下記の事項を守ってください。

記

- 1 事業名
- 2 承認日
- 3 ポスター、パンフレット、資料等を作成した場合は、直ちに提出すること。
- 4 当該事業終了後、ただちに事業報告書を提出すること。

狛江市教育委員会後援名義使用承認の条件

- 1 承認の内容は、狛江市教育委員会後援の名義使用のみとします。
- 2 日時等実施の要領は、申請書記載のとおりとします。
- 3 承認後、事業内容等に変更が生じたときは、ただちに変更の届出をしてください。
- 4 本事業の全運営は、主催者が行うこととします。
- 5 狛江市教育委員会後援の承認をした事業にかかわる事故その他一切の責任は、主催者が負い、狛江市教育委員会はその責を負いません。
- 6 狛江市教育委員会が正当な理由により後援名義を取り消し、そのことにより主催者が損害を受けることがあっても、狛江市教育委員会は損害の賠償の責を負いません。
- 7 事業終了後、30日以内に事業報告書・会計報告書を提出してください。

第3号様式（第5条関係）

狛 発第 号
年 月 日

後援・共催名義使用不承認通知書

様

狛江市教育委員会
教育長

年 月 日付で申請のあったことについて、狛江市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第5条第1項の規定により、狛江市教育委員会の後援・共催名義使用は、次のとおり不承認とすることを決定しましたので通知します。

1 事業名

2 不承認の理由

第4号様式（第7条関係）

狛 発第 号
年 月 日

後援・共催名義使用承認取消通知書

様

狛江市教育委員会
教育長

年 月 日付け狛 発第 号により承認した狛江市教育
委員会の後援・共催名義使用について、狛江市教育委員会後援名義等使用承認事
務取扱要綱第7条第1項の規定により、次のとおり承認を取り消すことを決定し
ましたので通知します。

1 事業名

2 取消の理由

議案第 19 号

狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 29 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

テレワークシステムが導入されることとなったことに伴い、学校教職員の I C T を活用した自宅等における勤務を実施するにあたり、必要な手続等を定める。

狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱（案）

令和6年 月 日
教育委員会要綱第 号

（目的）

第1条 この要綱は、狛江市立学校教職員が狛江市教育委員会教育長の承認を受けて、ICTを活用した自宅等における勤務（以下「在宅勤務」という。）を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象職員）

第2条 在宅勤務の対象は、常態として狛江市立学校に勤務する全ての教職員とする。ただし、市費負担の教職員は対象外とする。

（承認権者）

第3条 在宅勤務の承認は、実施を希望する教職員（以下「希望教職員」という。）の所属長が行う。

（要件）

第4条 在宅勤務は、次に掲げる要件を全て満たす場合にのみ承認を行うことができる。

- （1）希望教職員が、円滑に在宅勤務を実施できると認められること。
 - （2）在宅勤務を行うことにより、公務の適正な運営に支障が生じないこと。
- 2 在宅勤務を承認するに当たっては、次の教職員（以下「優先対象教職員」という。）を優先するものとする。
- （1）12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項に規定する証明若しくは同条第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）の子を含む。）を養育する教職員
 - （2）配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方、二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する教職員
 - （3）妊娠中の教職員
 - （4）負傷、疾病、障がいのため通勤することが大きな負担となっていると所属長が認める教職員

(実施単位)

第5条 在宅勤務は、日又は半日を単位として承認する。ただし、やむを得ない場合は、時間を単位とした承認も可とする。また、出張等の前若しくは後、又はその両方に引き続く在宅勤務で、職務に支障がないと認めるときも、時間を単位として承認することができる。

(実施場所)

第6条 在宅勤務の実施場所は、原則として在宅勤務を実施する教職員（以下「実施教職員」という。）の自宅とする。ただし、あらかじめ所属長の承認を受けた場合は、実施教職員が介護を行う要介護者の自宅等を実施場所とすることができる。

(服務等)

第7条 実施教職員の服務等については次のとおりとする。

- (1) 実施教職員の服務の取扱いは、自宅等への上出張とする。
- (2) 実施教職員の旅費は、教育関係職員の旅費支給規程（昭和48年教育委員会訓令第18号）第11条の2第1項第6号の上出張に該当する。
- (3) 実施教職員の勤務時間は次のとおりとする。
 - ア 実施教職員は、所属長に振り分けられた正規の勤務時間に合わせて勤務する。
 - イ 半日を単位とする在宅勤務は、実施教職員の休憩時間の前又は後に引き続く勤務時間とする。
- (4) 実施教職員の休憩時間は、正規の勤務時間中と同様に45分間又は1時間とし、正午から午後1時45分の間で所属長が決定する。この場合において、在宅勤務における休憩時間の割り振り変更は、一斉休憩除外の協議は不要とする。
- (5) 半日を単位とした在宅勤務における実施教職員の自宅等と学校との間の移動は、原則として在宅勤務の前又は後に置かれた昼の休憩時間内に行うものとする。
- (6) 実施教職員は、勤務時間内においては、職務に専念しなければならない。
- (7) 実施教職員は、勤務時間内に育児及び介護を含む私用のため職務を離れる場合は、休暇を取得するものとする。

(在宅勤務の実施手続)

第8条 在宅勤務の実施手続は、次のとおりとする。

- (1) 申請及び承認手続は、次のとおりとする。
 - ア 希望教職員は、在宅勤務を実施しようとする日の前日までに、在宅勤務申請書兼承認（不承認）通知書（第1号様式）により所属長に申請し、承認を得ておく必要がある。
 - イ 所属長は、希望教職員からアに規定する申請があった場合は、第4条第1項に定める要件に照らし、在宅勤務の適否を判断し、その結果を在宅勤務申請書兼承認（不承認）通知書により通知する。
- (2) 旅行命令権者は、在宅勤務実施前までに、実施教職員の申請に基づき、

旅行命令手続を行う。

- (3) 在宅勤務開始時の報告は、次のとおりとする。
 - ア 実施教職員は、在宅勤務開始時に、以下の事項を所属長へ報告する。
 - (ア) 業務を開始する旨
 - (イ) 実施予定の業務内容
 - イ 在宅勤務時に休憩時間を開始する際は、業務の進捗状況の報告を所属長に行う。
- (4) 所属長は、必要がある都度、電子メール又は電話等により、実施教職員に対し、業務の遂行状況を確認することができる。
- (5) 在宅勤務終了時の報告は、次のとおりとする。
 - ア 実施教職員は、在宅勤務終了時に、以下の事項を所属長に報告するとともに、必要に応じ、当該勤務の事実を証する資料等を提出する。
 - (ア) 業務を終了する旨
 - (イ) 実施した業務内容
 - イ 所属長は、在宅勤務の実施状況を確認するため、実施教職員に当該勤務の事実を証する資料等の提出を求めることができる。
- (6) 第1号、第3号及び前号に掲げる申請、承認及び報告に係る手続は、原則として、電子データにより行うこととする。
(在宅勤務の変更、失効及び取消し)

第9条 在宅勤務の変更、失効及び取消しは、次のとおりとする。

- (1) 在宅勤務の変更の手続は、次のとおりとする。
 - ア 実施教職員は、在宅勤務の承認を受けた事項に変更が生じた場合は、変更後の内容を記入した在宅勤務申請書兼承認（不承認）通知書により所属長へ再度申請する。
 - イ 所属長は、実施教職員からアに規定する申請があった場合は、第4条に定める要件に照らし、在宅勤務の適否を判断し、その結果を在宅勤務申請書兼承認（不承認）通知書により再度通知する。
- (2) 実施教職員が、異動した場合又は休職若しくは停職の処分を受けた場合は、在宅勤務の承認は効力を失う。
- (3) 在宅勤務の取消しの手続は、次のとおりとする。
 - ア 所属長は、実施教職員のサービスの状況、業務の遂行状況、情報セキュリティの遵守状況等から在宅勤務の継続が適当でないと認めるときは、在宅勤務の承認を取り消すことができる。
 - イ 所属長は、在宅勤務の承認を取り消したときは、在宅勤務承認取消通知書（第2号様式）により通知する。
- (4) 第1号及び前号に掲げる変更及び取消しに係る手続は、原則として、電子データにより行うこととする。

(環境整備)

第10条 在宅勤務はテレワークシステム等を利用して行うものとする。

- 2 実施教職員は、在宅勤務を開始するまでに、実施場所において、テレワーク

システムの利用ができることを必要に応じて確認する。

- 3 実施場所の安全衛生管理については、実施教職員が自己の責任をもって当てることとする。

(情報セキュリティ対策等)

第11条 実施教職員は、業務の内容が他者の目に触れないようにしなければならない。

- 2 実施教職員は、在宅勤務のため、個人情報等が含まれる公務上の紙文書等を職場から持ち出してはならない。ただし、事前に所属長の許可を得た場合は、この限りでない。

- 3 実施教職員は、在宅勤務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第31号）及び狛江市教育委員会情報セキュリティポリシーに定める情報セキュリティに関する規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いについては、安全管理措置を徹底するものとする。

(経費の負担)

第12条 在宅勤務時において次に掲げる費用は、原則として実施教職員の負担とする。

- (1) 在宅勤務のために要する自宅等の光熱水費
- (2) 実施場所の環境整備に要する費用
- (3) インターネット回線を整備する費用及びその通信料
- (4) 在宅勤務時の通信に教職員個人の電話を利用した場合は、その利用料金
- (5) その他、市が負担することが適当でない費用

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

在宅勤務申請書兼承認(不承認)通知書

【申請書提出日】 年 月 日

所 属		申請者氏名		
申請期間	年 月 日 から	年 月 日	まで	
申請事由	左記でその他を選択した場合	緊急連絡先	(- -)	
在宅勤務実施場所	住所			
	住所			

注 申請時は、所属長の求めに応じて、申請事由を証する書面(母子健康手帳、介護を必要とすることを証する証明書等)の提示を行うこと。

在宅勤務時の留意事項

以下のことに留意し、各項目について確認したらチェックをしてください。

業務内容が他者の目に触れることがないように、自宅の環境を整えてください。

個人情報記録された紙文書等の持ち出しは原則禁止です。(※)

(※)業務上やむを得ない場合には、事前に所属長の許可を得てください。

狛江市立学校教職員における在宅勤務型テレワーク実施要綱の内容に同意の上、上記のとおり在宅勤務を申請する。

【所属長記載欄】

本申請について、次のとおり決定したので通知する。

承認

不承認 (理由)

(所属長)
職・氏名

年 月 日

年 月 日

(実施職員)

宛

(所属長)

在宅勤務承認取消通知書

年 月 日付けで承認した在宅勤務については、要綱第9条第3号アに基づき、承認を取り消します。

記

1 取消年月日 年 月 日

2 取消しの理由

議案第 20 号

海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月29日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導を委託化することとなったことに
伴い、運用方法についても見直しを行うため、所要の改正を行う。

海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱の一部を改正する要綱（案）

令和6年 月 日
教育委員会要綱第 号

海外帰国児童・生徒等に対する日本語指導実施要綱（令和3年教育委員会要綱第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（対象）</u> 第2条 <u>日本語指導員（以下「指導員」という。）による日本語指導を行う対象は、JSL評価参照枠の初期支援段階における指導が必要な帰国児童・生徒等とする。</u></p> <p><u>（実施）</u> 第3条 <u>日本語指導は、指導を必要とする帰国児童・生徒等の在籍する学校の長からの要請により、指導員を配置することにより実施する。</u></p> <p>2 <u>（略）</u></p> <p><u>（配置期間）</u> 第4条 <u>指導員の配置期間は、当該帰国児童・生徒につき100時間を限度として、配置前に実施する試験の結果に基づき教育委員会が決定する。</u></p> <p>2 <u>1週間あたりの指導時間は4時間を標準として、当該帰国児童・生徒等の実情に応じて実施するものとする。</u></p>	<p><u>（実施）</u> 第2条 <u>日本語指導は、指導を必要とする帰国児童・生徒等の在籍する学校の長からの要請により、日本語指導員（以下「指導員」という。）を配置することにより実施する。</u></p> <p>2 <u>（略）</u></p> <p><u>（配置期間）</u> 第3条 <u>指導員の配置期間は、原則として3月を限度として、教育委員会と協議の上、期間を決定する。ただし、必要に応じて、延長の協議をすることができるものとする。</u></p> <p>2 <u>指導時間については、1週間当たり4時間を限度として、教育委員会と協議するものとする。</u></p> <p><u>（報償）</u> 第4条 <u>指導員の報償は、1時間当たり2,000円とする。</u></p>

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 21 号

狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 29 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立学校の部活動の地域移行に関する検討委員会の設置及び運営に関する規則に基づき運営していた検討委員会について、令和 6 年 3 月 31 日をもって規則の終期を迎えることから、令和 7 年度以降狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会に名称を改め運営をしていくために必要な事項を定める。

狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱
(案)

令和6年 月 日
教育委員会要綱第 号

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市立中学校における部活動に関する地域移行及び地域連携の推進に当たって必要な事項を検討するために狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置するとともに、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとし、教育委員会に対して協議した結果を報告するものとする。

(1) 狛江市立中学校における部活動に関する地域移行及び地域連携の推進に当たり必要な事項

(2) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 狛江市立中学校校長会会長

(2) 狛江市立小中学校長 2人以内

(3) 狛江市立小中学校関係者 4人以内

(4) 市内のスポーツ及び文化芸術関係者 3人以内

(5) P T A 連合会の代表又は地域学校協働本部若しくは学校運営協議会の構成員 9人以内

(6) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として委嘱の日から委嘱の日の属する年度の年度末までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、狛江市立中学校校長会会長をもって充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席をもって開催する。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育部指導室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会の協議により定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 22 号

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 29 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

地域学校協働活動推進事業における学習支援員への謝礼金を増額するため、
所要の改正を行う。

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱（案）

令和6年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱（令和2年教育委員会要綱第29号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
種別	謝礼金上限額	費用弁償 （旅費）	種別	謝礼金上限額	費用弁償 （旅費）
（略）			（略）		
学習支援員	1時間当たり <u>1,120円</u>	支給対象外	学習支援員	1時間当たり <u>1,050円</u>	支給対象外
（略）			（略）		

第3号様式及び第4号様式を別紙のように改める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第3号様式（第9条関係）

狛江市教育委員会
教育長 宛て

地域学校協働活動推進事業協働活動支援員登録申請書

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱第9条第2項の規定により登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

氏名等	氏名	
	住所	
	生年月日	
	電話番号	
支援内容	1 出前授業等の講師	
希望する内容に○を付けてください。	2 学校の授業の補助	
	3 授業等で使用する映像教材の作成	
希望する支援内容に関する経験等		

第4号様式（第9条関係）

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市教育委員会
教育長

地域学校協働活動推進事業協働活動支援員登録（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました協働活動支援員について、狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認

- (1) 氏名
- (2) 支援の内容

2 不承認

理由

議案第 23 号

狛江市こどもかけこみ 110 番事業に関する補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 29 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

こどもかけこみ 110 番事業の名称変更に伴い、事業名称を改める。

狛江市こどもかけこみ110番事業に関する補助金交付要綱の一部を改正する要綱
(案)

令和6年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市こどもかけこみ110番事業に関する補助金交付要綱（平成13年教育委員会要綱第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>狛江市こどもみまもり110番事業に関する補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、狛江市立学校PTA連合会が実施するこどもみまもり110番事業（以下「こどもみまもり110番」という。）に対し、事業費等を補助することにより、子どもの生命と安全を確保するための活動の充実及び発展に資することを目的とする。</p> <p>(補助金交付の対象)</p> <p>第2条 補助対象は、こどもみまもり110番事業を行う狛江市立学校PTA連合会（以下「補助事業者」という。）に対して交付する。</p>	<p>狛江市こどもかけこみ110番事業に関する補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、狛江市立学校PTA連合会が実施するこどもかけこみ110番事業（以下「こどもかけこみ110番」という。）に対し、事業費等を補助することにより、子どもの生命と安全を確保するための活動の充実及び発展に資することを目的とする。</p> <p>(補助金交付の対象)</p> <p>第2条 補助対象は、こどもかけこみ110番事業を行う狛江市立学校PTA連合会（以下「補助事業者」という。）に対して交付する。</p>

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 24 号

狛江市こどもかけこみ 110 番見舞金補償制度実施要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 29 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

こどもかけこみ 110 番事業の名称変更に伴い、事業名称等、所要の改正を行う。

狛江市こどもかけこみ110番見舞金補償制度実施要綱の一部を改正する要綱（案）

令和6年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市こどもかけこみ110番見舞金補償制度実施要綱（平成13年教育委員会要綱第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>狛江市こどもみまもり110番 見舞金補償制度実施要綱</p> <p>（目的） 第1条 この要綱は、狛江市（以下「市」という。）が行うこどもみまもり110番見舞金補償制度（以下「見舞金補償制度」という。）について必要な事項を定めることにより、市民が安心してこどもみまもり110番に参加できるよう支援し、快適で潤いに満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）こどもみまもり110番 市内にある建物で、こどもが犯人・不審者（以下「犯人等」という。）から避難する目的で市に登録された建物</p> <p>（2）登録者 こどもみまもり110番に居住又は所有する者で、こどもみまもり110番として市に登録した者（法人を含む。）</p> <p>（3）傷害見舞金の補償対象者 傷害見舞金の補償対象者（以下「補償対象者」という。）は次のとおりとする。</p> <p>ア こどもみまもり110番が住宅の場合 当該住宅の登録者及び当該住宅に居住する登録者の親族（6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）並び</p>	<p>狛江市こどもかけこみ110番 見舞金補償制度実施要綱</p> <p>（目的） 第1条 この要綱は、狛江市（以下「市」という。）が行うこどもかけこみ110番見舞金補償制度（以下「見舞金補償制度」という。）について必要な事項を定めることにより、市民が安心してこどもかけこみ110番に参加できるよう支援し、快適で潤いに満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）こどもかけこみ110番 市内にある建物で、こどもが犯人・不審者（以下「犯人等」という。）から避難する目的で市に登録された建物</p> <p>（2）登録者 こどもかけこみ110番に居住又は所有する者で、こどもかけこみ110番として市に登録した者（法人を含む。）</p> <p>（3）傷害見舞金の補償対象者 傷害見舞金の補償対象者（以下「補償対象者」という。）は次のとおりとする。</p> <p>ア こどもかけこみ110番が住宅の場合 当該住宅の登録者及び当該住宅に居住する登録者の親族（6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）並び</p>

に登録者の別居の未婚の子

イ こどもみまもり110番が店舗（店舗併用住宅を含む。）の場合

当該店舗の登録者及び当該店舗で事業を行う者並びにその使用人。ただし、当該建物が店舗併用住宅の場合は、当該建物に居住する登録者の親族も含む。

(4) 建物損害見舞金の補償対象物

建物損害見舞金の補償対象物（以下「補償対象物」という。）は、こどもみまもり110番に登録された建物及びその付属建物、付属設備、収容動産（自動車、原動機付自転車を除く。）とする。

(こどもみまもり110番の登録)

第4条 こどもみまもり110番の登録は、市所定の名簿に当該建物の住所及び登録者の氏名を記載することにより行う。

(見舞金補償責任期間)

第5条 見舞金補償責任期間は、こどもみまもり110番に登録した日から、市の指定する更新日までの期間とする。また、更新日までに更新手続きを行った場合には、さらに次の更新日まで延長する。ただし、登録を抹消した場合には、抹消日をもって終了する。

(見舞金補償制度適用事故)

第6条 見舞金補償制度が適用される事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 傷害事故は、こどもが犯人等から避難する目的でこどもみまもり110番に避難した時点から1週間以内に、犯人等から補償対象者が人的危害を受ける事故をいう。

(2) 建物損害事故は、こどもが犯人等から避難する目的でこどもみまもり110番に避難している間に、犯人等から補

に登録者の別居の未婚の子

イ こどもかけこみ110番が店舗（店舗併用住宅を含む。）の場合

当該店舗の登録者及び当該店舗で事業を行う者並びにその使用人。ただし、当該建物が店舗併用住宅の場合は、当該建物に居住する登録者の親族も含む。

(4) 建物損害見舞金の補償対象物

建物損害見舞金の補償対象物（以下「補償対象物」という。）は、こどもかけこみ110番に登録された建物及びその付属建物、付属設備、収容動産（自動車、原動機付自転車を除く。）とする。

(こどもかけこみ110番の登録)

第4条 こどもかけこみ110番の登録は、市所定の名簿に当該建物の住所及び登録者の氏名を記載することにより行う。

(見舞金補償責任期間)

第5条 見舞金補償責任期間は、こどもかけこみ110番に登録した日から、市の指定する更新日までの期間とする。また、更新日までに更新手続きを行った場合には、さらに次の更新日まで延長する。ただし、登録を抹消した場合には、抹消日をもって終了する。

(見舞金補償制度適用事故)

第6条 見舞金補償制度が適用される事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 傷害事故は、こどもが犯人等から避難する目的でこどもかけこみ110番に避難した時点から1週間以内に、犯人等から補償対象者が人的危害を受ける事故をいう。

(2) 建物損害事故は、こどもが犯人等から避難する目的でこどもかけこみ110番に避難している間に、犯人等から補

償対象物が物的危害を受ける事故をいう。

償対象物が物的危害を受ける事故をいう。

(見舞金の種類)

第8条 見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 傷害見舞金
 - ア 死亡見舞金
 - イ 後遺障害見舞金
 - ウ 入院見舞金
 - エ 通院見舞金
- (2) 建物損害見舞金

(死亡見舞金の内容)

第9条 補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、別表1記載の死亡見舞金額の全額（同一事故に対してすでに支払った後遺障害見舞金がある場合は、死亡見舞金額からすでに支払った後遺障害見舞金額を控除した残額）を死亡見舞金として支払う。

2 前項の傷害には、有毒物質の吸入、吸収又は摂取により生ずる中毒症状を含む。以下において同様とする。

(後遺障害見舞金の内容)

第10条 補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直後の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは、後遺障害見舞金額に別表2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害見舞金として支払う。

2 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、その各々に対し前項の規定を適用し、その合計額を支払う。また、別表2に該当しない後遺障害については、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2の各号に掲げる区分に準じ、後遺

障害見舞金の支払額を決定する。

3 すでに身体に障害のあった補償対象者が事故により傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当したときは、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2の各号に掲げる割合を適用して、後遺障害見舞金を支払う。ただし、すでにあった身体の障害が本要綱に基づく後遺障害見舞金の支払を受けたものであるときは、加重された後の後遺障害の状態に対する割合から、すでにあった身体の障害に対応する割合を差し引いて得た割合により後遺障害見舞金を支払う。

4 前各項の規定に基づいて、支払うべき後遺障害見舞金の額は、同一事故に対して後遺障害見舞金額をもって限度とする。

(入院見舞金の内容)

第11条 補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院した場合は、別表1記載の入院見舞金額の全額を入院見舞金として支払う。

2 同一事故に対して入院見舞金の支払いは1回限りとし、かつ、すでに支払った通院見舞金がある場合は、入院見舞金額から通院見舞金額を控除した金額を入院見舞金として支払う。

(通院見舞金の内容)

第12条 補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障を生じ、かつ、通院した場合は、別表1記載の通院見舞金額の全額

	<p>を<u>通院見舞金として支払う。</u></p> <p><u>2 同一事故に対して通院見舞金の支払いは1回限りとし、かつ、すでに支払った入院見舞金がある場合には通院見舞金は支払わない。</u></p> <p><u>(建物損害見舞金の内容)</u></p> <p><u>第13条 補償対象物が第6条第2号の事故により損害を被ったときは、その損害額を建物損害見舞金として支払う。(支払うべき建物損害見舞金の額は、同一事故に対して別表1記載の建物損害見舞金額をもって限度とする。)</u></p>
<p>(事故の報告義務)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(事故の報告義務)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(見舞金の請求)</p> <p><u>第9条</u> 補償対象者(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人)又は補償対象物の所有者(建物損害事故の場合のみ)が、見舞金の支払を受けようとするときは、事故の日から1年以内に市が求める<u>書類等</u>を提出しなければならない。</p> <p>2</p> <p><u>2</u> 市は、補償対象者(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人)又は補償対象物の所有者(建物損害事故の場合のみ)が、<u>前項</u>の書類を提出しなかったとき、又は提出書類にしている事実を記載しなかったとき若しくは不実の記載をしたときは、見舞金を支払わない。</p>	<p>(見舞金の請求)</p> <p><u>第15条</u> 補償対象者(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人)又は補償対象物の所有者(建物損害事故の場合のみ)が、見舞金の支払を受けようとするときは、事故の日から1年以内に<u>別表3に掲げる書類のうち市が求めるもの</u>を提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> 市は、<u>別表3に掲げる書類以外の書類を</u>求めることができる。</p> <p><u>3</u> 市は、補償対象者(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人)又は補償対象物の所有者(建物損害事故の場合のみ)が、<u>前2項</u>の書類を提出しなかったとき、又は提出書類にしている事実を記載しなかったとき若しくは不実の記載をしたときは、見舞金を支払わない。</p>
<p>(見舞金の支払)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(事故の判定)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>	<p>(見舞金の支払)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(事故の判定)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p>

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、市と保険契約を締結した損害保険会社の定めた保険約款の規定に従うものとする。

(その他)

第18条 本要綱は、市及び損害保険会社が合意の上、定めるものとする。本要綱を改正する必要がある場合も同様とする。

別表 1

死亡見舞金	1名につき	200万
後遺障害見舞金	1名につき	6万円
入院見舞金	1名につき	5万円
通院見舞金	1名につき	3万円
建物損害見舞金	1軒につき	建物円

別表 2

1 眼の障害

(1) 両眼が失明したとき

(2) 1眼が失明したとき

(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき

(4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合下となった場合をいう）となったとき

2 耳の障害

(1) 両耳の聴力を全く失ったとき

(2) 1耳の聴力を全く失ったとき

(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声とき

3 鼻の障害

(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき

4 咀嚼、言語の障害

- (1) 咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき
- (2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき
- (3) 咀嚼又は言語の機能に障害を残すとき
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき

5 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状

- (1) 外貌に著しい醜状を残すとき
- (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cm、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき

6 脊柱の障害

- (1) 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき
- (2) 脊柱に運動障害を残すとき
- (3) 脊柱に奇形を残すとき

7 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害

- (1) 1腕又は1脚を失ったとき
- (2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は機能を全く廃したとき
- (3) 1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき
- (4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき

8 手指の障害

- (1) 1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき
- (2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき
- (3) 拇指以外の1指を第2指関節（遠位指関節）以上で失ったとき

(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を

9 足指の障害

(1) 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）
ったとき

(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を

(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節
関節）以上で失ったとき

(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい
とき

10 その他身体の著しい障害により終身常
するとき

（注1）第7号から第9号までの規定中
「以上」とは当該関節より心臓に近い部
分をいう。

別表3

見舞金種類 提出書類	死亡	後遺障 害	
1. 見舞金請求書	○	○	
2. 市の定める事故状 況報告書	○	○	
3. 警察署又は公の機 関の事故証明書	○	○	
4. 死亡診断書又は死 体検案書	○		
5. 後遺障害若しくは 傷害の程度を証明す る医師の診断書		○	
6. 補償対象物の損害 額を証する修理業者 からの領収書又は修			

理見積書			
7. 補償対象者の法定 相続人の戸籍謄本	○		
8. 補償対象者の戸籍 謄本	○		
9. 補償対象者の法定 相続人の印鑑証明書	○		
10. 補償対象者の印鑑 証明書		○	
11. 補償対象物の所有 者の印鑑証明書			

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 25 号

学校の働き方改革プランの改定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月29日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

学校の働き方改革プランが終期を迎えるにあたり、改定について承認を求める。

学校の働き方改革プラン

令和6（2024）年3月改定（案）

狛江市教育委員会

目 次

■はじめに.....	1
■学校の働き方改革プランとは.....	2
改定の経緯及び考え方.....	2
改定後プランの目的、目標及び取組の方向性.....	2
改定後プランの計画期間.....	2
■令和6年3月までの取組状況及び文部科学省・東京都教育委員会の動向.....	3
取組状況.....	3
文部科学省・東京都教育委員会の動向.....	5
■改定後プランの具体的な取組.....	6
取組内容一覧.....	6
改定後プランにおいて重点的に推進する取組.....	7

■はじめに

学校現場では、いじめ・不登校等の指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応など、複雑化・多様化する課題への対応に加え、子どもたちの学習を支えるため、GIGA スクール構想の実装や対話的深い学び、個別最適な学習の推進といった新しい学びの取組などが求められています。

こうした課題へ向き合うために、教員としての専門性や資質・能力を向上させるとともに、学校や地域の一員として、協働や連携を図ることが必要不可欠であり、それを支える仕組みづくりも重要な課題となっています。

社会の期待や要求に応えつつ、日々の授業の準備を始め、保護者対応や事務分担など教員の仕事は多岐にわたり、その負担感の解消や長時間労働の改善、ストレスなどの健康面への配慮など、教育委員会として、教員の働き方の実態を把握・分析した上で、教員が誇りややりがいをもち、その専門性を発揮できる職場環境を整えていく責務があることは言うまでもありません。

令和5年6月に閣議決定された「骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針 2023）」では、令和6年度から3年間を集中改革期間とし、小学校高学年の教科担任制の強化、教員業務支援員の全小中学校への配置拡大などが盛り込まれ、中央教育審議会の特別部会においても緊急提言がまとめられ、同年8月に文部科学大臣に提出されました。中央教育審議会特別部会では、教員を取り巻く環境は国の未来を左右しかねない状況にあるとし、3つの分類に基づいて業務の見直しの徹底を図るとして、部活動の指導や登下校の見守りなどを教員以外へ分担を進めることなど具体的施策を挙げています。東京都教育委員会においても、令和6年3月に「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を発出し、外部人材の配置拡大や部活動改革の推進など分担・役割の見直しや、DXの推進による負担軽減や業務の効率化など具体的取組を示しています。

これらの学校に求められることの変化や文部科学省・東京都教育委員会の動向、さらには、これまでの取組状況を踏まえ、平成30年2月に策定した学校の働き方改革プランを改定します。

学校の働き方改革を進めるためには、保護者や地域社会にも理解していただく必要があります。本プランの意義や取組について、保護者の理解を図るため、十分な説明をするとともに、併せて地域社会の理解を促すための啓発活動に努めます。

■学校の働き方改革プランとは

狛江市教育委員会学校の働き方改革プランは、文部科学省の「学校における働き方改革に係る緊急提言」（平成29年8月）及び東京都教育委員会の「学校における働き方改革推進プラン（仮称）中間まとめ」（平成29年11月）を受け、狛江市教育委員会として、教員の働き方を見直し、教員が健康で充実して働き続けることができるよう、業務改善に取り組み、学校の指導體制の整備を計画的に実行するために平成30年2月7日に策定されたものです。令和3年3月に計画期間を3年延長し、計画期間の終期が令和6年3月となっています。

改定の経緯及び考え方

プランの計画期間の終期を迎えるにあたり、目標の達成状況、取組状況について確認し、取組をさらに推進する必要があることが明らかになりました。また、文部科学省の「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月）及び東京都教育委員会の「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（令和6年3月）にて、文部科学省、東京都教育委員会、区市町村教育委員会がそれぞれの立場で更なる取組を行う必要があることが示されました。これらを受け、狛江市教育委員会では、プランを改定し、今後重点的に推進する取組を整理するとともに、計画的に取組を実行することとします。なお、プランの改定にあたって、プランの目的、目標及び取組の方向性は、教職員の任命権者である東京都教育委員会の目的、目標及び取組の方向性と合わせることにします。

改定後プランの目的、目標及び取組の方向性

目的

次代を担う子供たちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、教員の心身の健康保持の実現と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持・向上を図る。

目標

1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教員をゼロにする。

取組の 方向性

- (1) 学校・教員が担うべき業務の精査
- (2) 役割分担の見直しと外部人材の活用
- (3) 負担軽減・業務の効率化
- (4) 働く環境の改善
- (5) 意識改革・風土改革

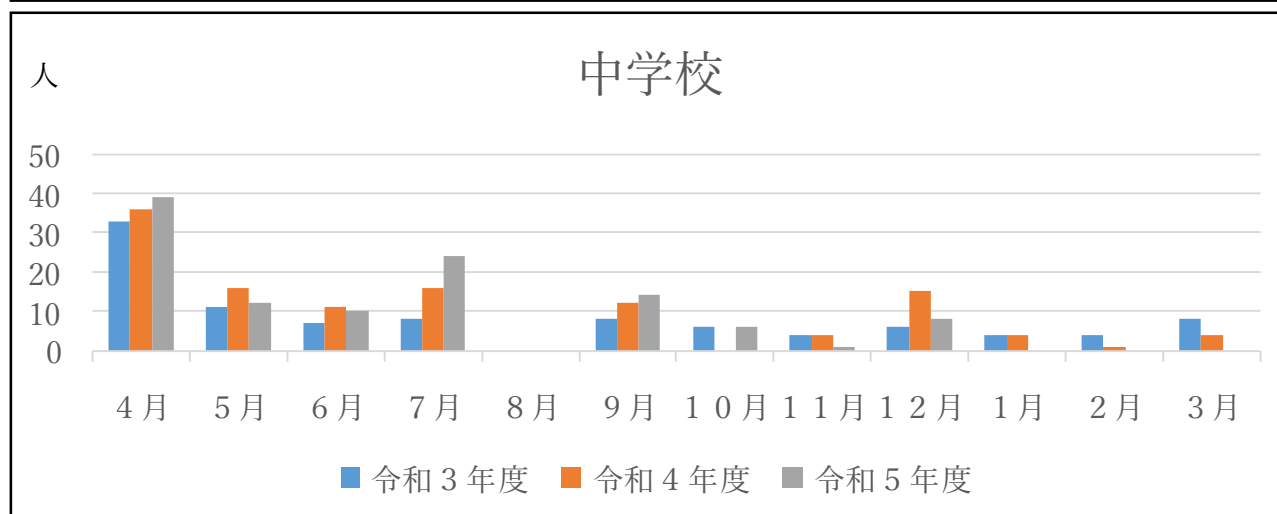
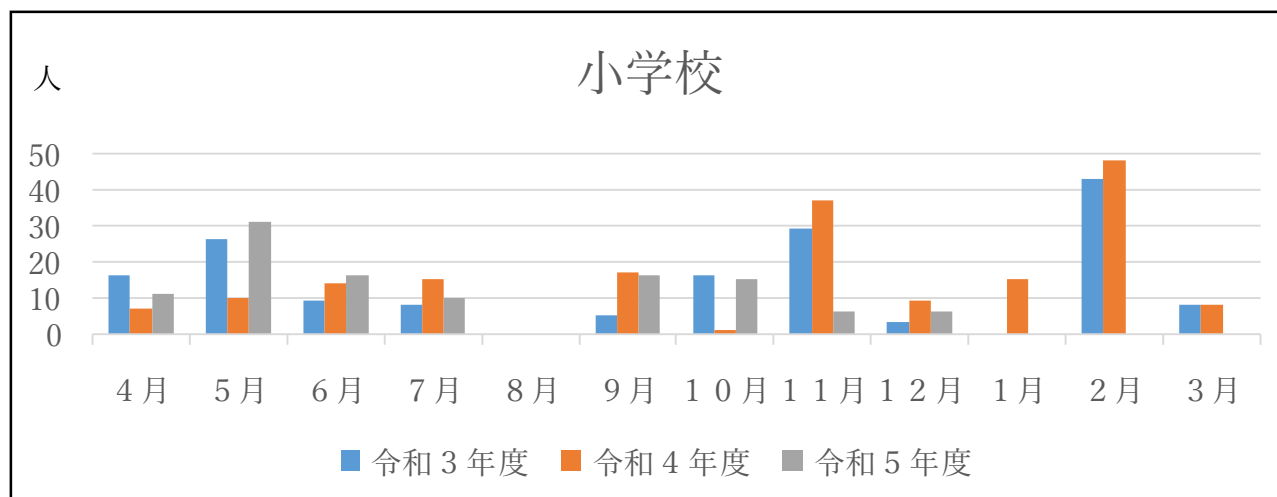
改定後プランの計画期間

東京都教育委員会の実行プログラムと連動して取組を推進することを踏まえ、プランの計画期間を令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

取組状況

数値目標に対する現状

改定前プランにおいて、週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにすることを目標としていました。本数値目標に対する令和5年12月までの実績は以下のグラフのとおりです。



各月第3週目における週当たりの在校時間が60時間を超える教員の人数をグラフ化したものです。運動会の実施等で週6日勤務日があることにより人数が増えているところが一部（小学校10、11月）ありますが、各校種とも、8月を除き、毎月一定数の教員が週当たり在校時間60時間超となっています。また、中学校の4月の週当たり在校時間60時間超の人数は、毎年度35人程度あり、特に多くなっています。

取組状況及び評価

取組の方向性	具体的取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	評価	今後の方向性	所管	
(1)在校時間の適切な把握と見直し等の推進	① 教育委員会における勤務実態の把握	・出勤管理システムによる勤務実態の把握 ・管理職による勤務実態把握(教員の勤務時間の管理に関する報告)	・出勤管理システムによる勤務実態の把握 ・管理職による勤務実態把握(教員の勤務時間の管理に関する報告)	・出勤管理システムによる勤務実態の把握 ・管理職による勤務実態把握(教員の勤務時間の管理に関する報告)	A(十分進んだ)	・令和3年度より出勤管理システムを年度を通して本格導入し、教育委員会、各学校で教員の勤務実態、時間外勤務時間等を客観的に把握できる環境が整った。	継続	(指導室)
	② 学校閉庁日の設定と休暇取得の促進	・学校閉庁日の設定(※8/10～8/13:4日間) ※前後の土日を含わせて9日間連続の学校閉庁)	・学校閉庁日の設定(8/8～8/12:5日間) ※前後の土日を含わせて9日間連続の学校閉庁)	・学校閉庁日の設定(8/7～8/11:5日間) ※前後の土日を含わせて9日間連続の学校閉庁)	B(一定程度進んだ)	・学校閉庁日の設定を行い、休暇を取得しやすい環境を整えた。保護者へも周知し、定着させている。	継続	(学校教育課) (指導室)
	③ 勤務時間外の間合わせ対応のための留守番電話等の整備	・音声応対装置の設置(勤務時間外の電話に対する音声応対) ・音声応対装置稼働時間帯緊急応対用携帯電話設置	・音声応対装置の設置(勤務時間外の電話に対する音声応対) ・音声応対装置稼働時間帯緊急応対用携帯電話設置	・音声応対装置の設置(勤務時間外の電話に対する音声応対) ・音声応対装置稼働時間帯緊急応対用携帯電話設置	B(一定程度進んだ)	・音声応対装置を設置し、放課後における電話の間合わせに対応する負担の軽減を図った。 ・緊急応対用携帯電話を設置し、音声応対装置稼働時間における緊急対応についても対応できている。	継続	(学校教育課)
	④ 教育委員会が主催する会議・研修の見直し	・初任者宿泊研修から初任者夏季集中研修への変更 ・かけはしプロジェクト委員会と、情報教育推進協議会及び外国語教育推進協議会の融合(本年度まで) ・集合型及びオンライン型のハイブリット型研修の推進	・かけはしプロジェクト委員会と、情報教育推進協議会及び外国語教育推進協議会の融合(本年度まで) ・集合型及びオンライン型のハイブリット型研修の推進	・SC連絡会等回数削減 ・集合型及びオンライン型のハイブリット型研修の推進	B(一定程度進んだ)	・コロナ禍を経て集合型及びオンライン型のハイブリット研修が一定程度推進されたが、規制緩和に伴い、研修等の効率を考慮し集合型に戻る傾向にある。 ・連絡会、研修会の削減については令和2年度以前に概ね実行していたため、この3年間は小規模の変更にとどまった。	継続	(指導室)
	⑤ 教員のタイムマネジメント力の向上	・校長の長時間勤務者に対する面談の実施	・校長の長時間勤務者に対する面談の実施	・校長の長時間勤務者に対する面談の実施	B(一定程度進んだ)	・出勤管理システムの導入により、長時間勤務者の抽出が容易になり、校長との面談の際の活用が進んだ。 ・一方で、長時間勤務者に対する産業医面談の実施等、教職員の労働安全衛生確保に係る体制の構築が課題である。	継続	(指導室)
(2)教員業務の見直しと業務改善の推進	① 学校徴収金会計業務の適正化	完了						(学校教育課)
	② 校務支援システムの活用促進			・統合型校務支援システム操作研修の実施(中学校)	B(一定程度進んだ)	・統合型校務支援システム提供事業者による操作研修を行うことにより、システム活用に係る負担が軽減された。	継続	(指導室)
	③ 総合教材ポータルサイト活用促進		・学習ポータルへの導入		B(一定程度進んだ)	・タブレット活用における学習ポータルを基とした効果的・効率的な授業実践事例の収集・発信等によりタブレット活用に係る負担がさらに軽減されるものと考えられる。	継続	(指導室)
	④ 各校における会議の効率化の推進	・ネットワークでつながったPC又はクラウドサービスを活用した会議のペーパレス化		・教員用タブレットの全教員数配備(小学校)	B(一定程度進んだ)	・各学校においてペーパレス会議の推進を図った。 ・中学校においても教員用タブレットを全教員数配備する必要がある。	継続	(指導室)
	⑤ 教育委員会から学校への調査依頼の見直し	・東京都や国等からの調査依頼に対し、極力事務局で回答する形式への見直し・実施(継続)	・東京都や国等からの調査依頼に対し、極力事務局で回答する形式への見直し・実施(継続)	・東京都や国等からの調査依頼に対し、極力事務局で回答する形式への見直し・実施(継続)	B(一定程度進んだ)	・教育委員会が実施する調査依頼を精査するとともに、東京都や国等からの学校に対する調査については、学校へ回答依頼をする形式ではなく、事務局で回答するように見直しを図り、それを実施している。今後も継続して取組を進める必要がある。	継続	(学校教育課)
		・グループウェア掲示板の活用 ・共有フォルダでの調査依頼・回答の推進	・グループウェア掲示板の活用 ・共有フォルダでの調査依頼・回答の推進	・グループウェア掲示板の活用 ・共有フォルダでの調査依頼・回答の推進	B(一定程度進んだ)	・グループウェア等の活用により、各種通知の教員への周知等に係る負担軽減につながった。	継続	(指導室)
	⑥ 教育委員会以外の市の部局等から学校への依頼の精選・工夫	・学校交換便等を利用したチラシ等の配布依頼の精選	・学校交換便等を利用したチラシ等の配布依頼の精選(継続)	・学校交換便等を利用したチラシ等の配布依頼の精選(継続)	B(一定程度進んだ)	・学校での負担軽減を図るため、学校交換便等を通じたチラシ等の配布依頼を精選し、依頼数等の削減を図った。また、市の部局にアンケートの回答をタブレットで行うことを提案し、アンケートの回収による負担の軽減に寄与した。	継続	(学校教育課)
		・教育委員会事務局が間に入り、通知の必要性、通知方法等についてアドバイスを行った。	・教育委員会事務局が間に入り、通知の必要性、通知方法等についてアドバイスを行った。	・教育委員会事務局が間に入り、通知の必要性、通知方法等についてアドバイスを行った。	B(一定程度進んだ)	・教育委員会事務局が間に入ることで、学校に負担の少ない形での周知方法等の推進が図れた。	継続	(指導室)
	⑦ 学校へ連絡等を行う時間帯等の配慮	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施の徹底	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施の徹底	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施の徹底	C(変わらない)	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施を徹底した。	継続	(学校教育課)
		・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施の徹底	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施の徹底	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施の徹底	C(変わらない)	・教育委員会から学校への電話連絡や訪問の定時内実施を徹底した。	継続	(指導室)
⑧ 学校施設・設備の維持管理業務の適正化	・小・中学校への包括的設備管理業務委託実施	・小・中学校への包括的設備管理業務委託実施	・小・中学校への包括的設備管理業務委託実施	B(一定程度進んだ)	・用務業務委託に合わせ小・中学校の包括的設備管理業務委託を導入し、学校管理職の業務負担軽減を図った。	継続	(学校教育課)	
(3)学校を支える人員体制の確保	① 学校事務機能の強化	・市事務職員の業務内容の見直し	・市事務職員の業務内容の見直し(継続)	・市事務職員の業務内容の見直し(継続)	B(一定程度進んだ)	・市事務職員の業務内容を随時見直し、業務の補助的な業務を担っていくよう体制を整備している。	継続	(学校教育課)
					C(変わらない)	・共同事務室の機能強化を図ることにより、学校の負担軽減をさらに図る必要がある。	継続	(指導室)
	② 専門スタッフの配置の促進	・小・中学校用業務等委託事業者による給食配膳等の学校との協議による諸業務の実施(継続)	・小・中学校用業務等委託事業者による給食配膳等の学校との協議による諸業務の実施(継続)	・小・中学校用業務等委託事業者による給食配膳等の学校との協議による諸業務の実施(継続)	B(一定程度進んだ)	・学校との協議により、用務業務等委託事業者の作業員が細かな業務を補助することにより、教員の負担軽減が図れている。	継続	(学校教育課)
		・学校司書、ALT(外国語指導助手)、ICT支援員、TA(ティーチングアシスタント)、スクールサポート・スタッフを配置	・学校司書、ALT(外国語指導助手)、ICT支援員、TA(ティーチングアシスタント)、スクールサポート・スタッフを配置	・学校司書、ALT(外国語指導助手)、ICT支援員、TA(ティーチングアシスタント)、スクールサポート・スタッフを配置	B(一定程度進んだ)	・必要に応じて専門スタッフ等を配置している。 ・GIGAスクール構想による1人1台タブレット配備を受け、タブレット管理・運用に係る支援を強化した。	継続	(指導室)
	③ 地域学校協働活動の推進	・小中学校全校への地域コーディネーターの設置 ・出前授業のための地域学校協働活動推進事業メニュー(各校実施)の作成	・市民ボランティアによる企業訪問・職場体験活動5作品が完成し、リーフレットを作成 ・出前授業のための地域学校協働活動推進事業メニュー(各校実施)の更新	・学習支援員を活用した放課後学習室の実施 ・出前授業のための地域学校協働活動推進事業メニュー(市コネクト分)の更新	B(一定程度進んだ)	・一部の学校で活用されている学習支援員から、広く活用されている出前授業まで、各校の状況に応じた活用が進んでいる。	拡充	(社会教育課)
④ 専門チームの活用促進				C(変わらない)	・学校だけでは対応できない事案が発生しており、スクールローヤールの配置等、専門家による活用が必要である。	継続	(指導室)	
				B(一定程度進んだ)	・多様な困難を抱える児童生徒が増加する中、専門スタッフの配置により教員の働き方改革につながっている。	継続	(教育支援課)	

(4)部活動の負担を軽減	① 部活動休業日や活動時間の検討	・部活動休業日の設定	・部活動休業日の設定 ・部活動地域移行等検討委員会の設置	・部活動休業日の設定 ・部活動の地域移行・地域連携等を見据え、「柏江市立中学校に係る部活動等の方針」の改訂に向けて検討を行っている。 ・部活動地域移行等検討委員会による検討 ・部活動の地域連携実証事業(野球部活動・ハンドボール部活動)	B(一定程度進んだ)	・柏江市立中学校に係る部活動等の方針をもとに、適正に実施するとともに、部活動地域移行等検討委員会による地域連携の検討や実証事業に取り組んだ。	継続	(指導室)
	② 部活動指導員の導入促進	・部活動指導員の配置(延べ13人)	・部活動指導員の配置(延べ12人)	・部活動指導員の配置	B(一定程度進んだ)	・部活動指導員の活用が進み、教員の働き方改革につながっている。	継続	(指導室)
(5)ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備	① 「イクボス宣言」の推奨	・男性の育休2名	・男性の育休1名	・男性の育休2名	B(一定程度進んだ)	・男性の育休について理解が進み育休取得者が増えている。	継続	(指導室)
(6)持続可能な学校運営実現に向けた環境整備(現行計画からの新規項目)	① 感染防止対策支援	・感染防止対策としてのパーテーション等の配備	・感染防止対策としてのパーテーション等の配備	・感染防止のための換気対策としてのCO2モニター等の配備	B(一定程度進んだ)	・感染防止対策の備品の配備をすることにより、感染防止対策支援に寄与した。	完了	(学校教育課)
	② 再掲							(指導室)
	① 新しい学びを支える環境整備			・学力調査結果とWEBQUR結果のクロス集計の実施	B(一定程度進んだ)	・デジタルでのデータ蓄積・分析・活用が進みつつある。	継続	(指導室)

改定前のプランにおける令和3年度から令和5年度までの取組状況及び評価は、上の一覧のとおりです。6つの取組の方向性ごとに掲げられた22の具体的な取組ほぼ全てにおいて取組が行われ、所管課ごとに行う評価では、「十分に進んだ(A)」が1項目、「一定程度進んだ(B)」が2項目、「変わらない(C)」・「後退した(D)」が4項目という結果となりました。

また、今後の方向性では、ほぼすべての項目で「継続」、又は「拡充」となっており、一定の取組が進んだものの、学校における働き方改革の推進に向け、取組を続けていくべきと考えていることが分かります。

文部科学省・東京都教育委員会の動向

教員勤務実態調査により、依然として長時間勤務の教員が多いという実態が改めて明らかとなったことに加え、教員不足が指摘されていることを受け、文部科学省が「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」(令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会)、東京都教育委員会が「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」(令和6年3月)にて、文部科学省、東京都教育委員会、区市町村教育委員会及び学校が、それぞれの権限と責任に基づき、主に以下について取り組む必要があることが示されました。

業務量の縮減

学校・教員が担うべき業務の精査、授業時数や学校行事の在り方の見直し、ICTの活用による校務効率化の推進

業務の移行・連携

地域、保護者、市長部局等との連携協働、事務職員・各種スタッフの更なる活用

その他

教員の健康及び福祉確保の徹底、テレワークや時差勤務等の新たな働き方の推進、意識改革・風土改革

■改定後プランの具体的な取組

今までの取組を継続するとともに、下記、取組内容一覧のうち◎の部分について、本計画期間において、重点的に推進することとします。

取組内容一覧

取組の方向性	具体的取組	学校教育課	教育支援課	指導室	社会教育課
学校・教員が担うべき業務の精査		◎	◎	◎	◎
役割分担の見直しと外部人材の活用	学校事務機能の強化	◎		◎	
	専門スタッフとの役割分担			◎	
	専門スタッフとの連携		◎	◎	
	地域学校協働活動の推進				◎
	部活動地域移行及び地域連携の推進【新規】			◎	
負担軽減・業務の効率化	勤務時間外の間合わせ対応のための留守番電話の整備	○			
	学校へ連絡等を行う時間帯等の配慮	○	○	○	○
	教育委員会が主催する会議・研修の見直し	○	○	○	○
	教育委員会及び教育委員会以外の市の部局等から学校への調査依頼の見直し	○	○	○	○
	各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し【新規】			◎	
	各校における会議等の効率化の推進			○	
	小学校教科担任制の推進【新規】			◎	
	部活動休養日の設定			○	
	学校徴収金会計業務の適正化	○			
	学校施設・設備の維持管理業務の適正化	◎			
	校務支援システムの活用			○	
	教材ポータルサイト活用			○	
	学校と保護者等間の連絡手段のデジタル化の推進【新規】	◎		◎	
働く環境の改善	「イクボス宣言」の推奨			○	
	テレワークシステムの活用【新規】			◎	
	教職員の労働安全衛生の確保【新規】			◎	
意識改革・風土改革	教育委員会等における勤務実態の把握			◎	
	学校閉庁日の設定と休暇取得の促進	○		○	
	教員のタイムマネジメント力の向上			◎	
	地域、保護者等の理解促進【新規】	◎		◎	◎

改定後プランにおいて重点的に推進する取組

(1) 学校・教員が担うべき業務の精査

教員が教員としての職務に専念し、子供たちと向き合う時間を十分に確保することにより、質の高い教育を実践できるよう 学校・教員が担うべき業務を精査します。

全ての学校の業務について、教育委員会及び学校は、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務」「教員の業務だが、負担軽減が可能な業務」のいずれにあたるのかを意識し、取組の方向性「(2) 役割分担の見直しと外部人材の活用」以降の取組を推進する。

(2) 役割分担の見直しと外部人材の活用

教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減を図ります。また、教員が関わるべき業務においても、専門スタッフとの連携等により、教員の負担軽減を図ります。

① 学校事務機能の強化・専門スタッフとの役割分担 〈継続〉

教員以外の者が担うことができる業務について、事務職員（都費、市費）又は専門スタッフ（副校長補佐、スクールサポートスタッフ、エデュケーションアシスタント、部活動指導員等）の職務として割り振る必要がある。また、教職員の給与・福利厚生等の業務を担う共同事務室の機能強化についても検討する必要がある。教育委員会は、各職種の標準的な職務内容を示すことにより、校長がリーダーシップを発揮できる環境を整備する。校長は、各校の事務職員及び専門スタッフの勤務状況、能力等を考慮しながら、面談等を通じて、業務分担を整理する。

② 専門スタッフとの連携 〈継続〉

教員が行う業務についても、専門スタッフ（特別支援学級介助員、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、専門教育相談員、スクールソーシャルワーカー、校内別室指導支援員、家庭と子どもの支援員、顧問弁護士等）の協力を得ることにより、負担が軽減される。教育委員会及び校長は、専門スタッフと教員の連携について、スキーム化するなど、専門スタッフとの連携を推進する。

③ 地域学校協働活動の推進 〈継続〉

地域住民、家庭、学校が連携、協働し地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、地域が創生する活動を推進する必要がある。地域コーディネーターを中心に、出前授業、放課後学習支援等の活動を推進し、学校の負担軽減を図っていく。

④ 部活動地域移行及び地域連携の推進 〈新規〉

部活動は、学校教育の一環として、教員が担ってきており、長時間勤務の要因の一つとなっているため、部活動の在り方について検討するとともに、改革していくことが必要である。教育委員会は、狛江市立学校の部活動地域連携推進事業計画に基づき、部活動に関する地域移行及び地域連携の推進を図る。

(3) 負担軽減・業務の効率化

業務内容の見直し、業務の委託化、校務 DX 等を推進し、業務量の縮減及び業務の効率化を図ります。

① 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し 〈新規〉

教育課程、学校行事等の見直しを行うにあたっては、学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立する必要がある。学校は、教育課程の編成、実施における授業時数の配当や運用の工夫が可能か等について検討し、授業時数等の精査を行う。また、学校行事についても、慣例等にとらわれることなく、見直しを継続的に行う。教育委員会は、各学校からの相談等に応じて、学校の取組に指導助言を行う。

② 小学校教科担任制の推進 〈新規〉

小学校高学年における専門性の高い教科指導の実現、中学校教育への円滑な接続、学年・専科のまとまりでより多面的・多角的な児童理解を図ることを目的とした小学校教科担任制を推進することにより、教材研究の深化のみならず、授業準備の効率化が期待できる。教育委員会は、学校全体の指導体制の転換による、児童への影響のみならず、教員の働きやすさ及び業務効率の変化についてもフォローアップし、必要に応じて支援を行う。

③ 学校施設・設備の維持管理業務の適正化 〈継続・新規〉

学校における施設・設備全般の維持管理の適正化と管理職等の業務負担の軽減を図る必要があり、既に行っている用務業務の委託化及び設備全般の維持管理の委託化に加えて、水泳授業の民間施設活用の試行実施により、プールの維持管理に係る負担軽減を検証する。

④ 学校と保護者等間の連絡手段のデジタル化の推進 〈新規〉

GIGA スクール構想の下において、教員・児童生徒間、教員・教員間のコミュニケーションはクラウドサービスの活用により、デジタル化が大幅に進展し、業務改善が進んでいる。一方で、学校・保護者間の連絡は、メールサービス、ホームページ、紙ベースで行っており、保護者のアクセスビリティ、教員の業務負担の両面から代替手段を検討する必要がある。教育委員会は、学校の校務DXの状況を確認するとともに、共働き世帯の増加等の社会背景を踏まえ、連絡手段のデジタル化について検討する。

(4) 働く環境の改善

ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、教職員が仕事と家庭の両立ができるよう支援を行います。また、教職員の労働安全衛生の確保に努めます。

① テレワークシステムの活用 〈新規〉

教職員が自身の仕事に充実感を持つには、仕事のやりがい等に加えて、働きやすさが必要である。教育委員会は、育児・介護等と仕事の両立など、柔軟で多様な働き方の推進等を目的としてテレワークシステムを導入し、効果を検証する。

② 教職員の労働安全衛生の確保 〈新規〉

教職員が健康で仕事を行うことが、児童生徒の指導にあたり重要である。教育委員会は、産業医を配置し、各学校の職場環境の巡視、長時間労働者の面談、高ストレス者の面談等を行う。学校は、校長及び衛生管理者（衛生推進者）を中心に教職員の健康保持に係る取組を実施する。また、東京都教育委員会の事業を活用し、臨床心理士等によるアウトリーチ型の相談事業を実施する。

(5) 意識改革・風土改革

校長、副校長、教員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、教員の在校時間を適切に把握するとともに、働き方の見直しに向けた意識改革を推進します。

① 教育委員会等における勤務実態の把握 〈継続〉

学校の業務改善を進めるためには、教員の勤務時間を教育委員会、学校管理職、教員が把握することが不可欠となる。学校は、出退勤管理システムで各教員の勤務実態を把握し、実態に応じて校務分掌の見直し等各種取組を推進する。教育委員会は、各学校の勤務実態を把握し、校長への指導助言を行う。

② 教員のタイムマネジメント力の向上 〈継続〉

教員が日々の業務を進めるにあたっては、タイムマネジメントを常に意識して、効率的に業務をこなしていくことが時間外勤務の縮減につながる。また、各種制度（時差勤務等）を活用し、自身のライフサイクルとの最適化を図り、働きやすさを実現していく必要がある。校長は、時間外勤務が常態化している教員、保育・介護等の事情をかかえる教員との面談等を通して、教員のタイムマネジメント力の育成を図っていく。

③ 地域、保護者等の理解促進 〈新規〉

教員が本来やるべき業務を整理するにあたり、地域、保護者等が、現在教員が行っている業務の一部について、必ずしも教員が行う必要がある業務でないことを理解する必要がある。学校における働き方改革を学校運営協議会等で積極的に議題化したり、地域コーディネーターの活動により、教員、地域、保護者の役割について整理、理解促進を行う。

議案第 26 号

狛江市社会教育関係委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 29 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市スポーツ推進委員の設置に関する規則（平成 23 年教育委員会規則第 7 号）第 3 条に基づき、狛江市スポーツ推進委員を委嘱する。

狛江市スポーツ推進委員名簿(新規1人)

任期:令和6年4月1日~令和7年3月31日

氏名	再・新	就任期数	専門競技	備考
川上 由香	新	1期	バドミントン	任期は、前任者の任期を引き継ぐ。

令和5年度 狛江市立学校第三者評価委員会 報告書 概要版

1 狛江市立学校第三者評価委員会委員

【委員】

委員長	帝京大学大学院 教授	坂本 和良
委員	一般財団法人 教育調査研究所 研究部長	大橋 明
委員	淑徳大学総合福祉学部 教授	米村 美奈
委員	横浜 DeNA ベイスターズ 元監督	中畑 清

【事務局】

狛江市教育委員会教育部理事兼指導室長	松岡 弘悟
狛江市教育委員会教育部指導室統括指導主事	柳田 裕司

2 第三者評価実施概要

平成24年度までは全小中学校を毎年評価対象校としていたが、平成25年度から全校を中学校区によって2グループに分け、5校ずつを隔年で評価することにより、短期的な評価に加え、2年間のスパンで中期的な評価を実施することとした。

これまで評価委員による学校訪問を年2回実施し、1回目に評価の観点における各校の課題の確認、2回目にその課題に対する取組状況や改善内容を確認することで、より学校の実態に沿った評価を推進した。

令和2・3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、直接の学校訪問ではなく、動画視聴やライブ配信の方法を取り入れ、学校と評価委員がオンラインで直接質疑応答や授業観察を行う形式で実施した。令和4年度は感染症対策を行ったうえで、全て直接の学校訪問を実施し、3年ぶりに学校の状況を直接確認し評価を行った。令和5年度も同様に、直接の学校訪問を実施した。

3 令和5年度評価対象校及び評価の観点

学校名	観点①	観点②
狛江第一小学校	ESDの取組	ICT機器の活用
狛江第五小学校	「考える子」の育成	「明るい子」の育成
緑野小学校	人権を尊重する態度の育成	生命を尊重する態度の育成
狛江第一中学校	「ESDの視点を取り入れた教育活動」による生徒の学力向上	ICT機器の学習への効果的な活用
狛江第四中学校※	第1回	効果的な話し合い・教え合い活動の実践 主体的に学習に取り組む生徒を育てるための評価の工夫
	第2回	デジタル教材を活用した効果的な授業 主体的に学ぶための課題の工夫

※ 狛江第四中学校は、令和5年度狛江市教育研究奨励校の発表に係る校内研究において、4つの分科会を設定した。本事業において分科会毎の助言をいただくため、第1回と第2回の観点が異なる設定とした。

4 狛江市立学校第三者評価委員会の経過

- (1) 学校説明、学校経営方針説明、第1回学校訪問
令和5年6月23日(金)～令和5年7月14日(金)
- (2) 第1回訪問時の指摘事項の改善状況の確認、第2回学校訪問
令和5年12月13日(水)～令和6年1月24日(水)
- (3) 報告書検討会
令和6年3月6日(水)

5 総括

(1) 学校経営の状況について

- 今回評価の対象となった学校は、どこも落ち着いた雰囲気の中、児童・生徒がはつらつと活動していたことから、充実した教育が行われていることが確認できた。今後も「誰一人取り残さない」学校教育を実現するため、更に個に応じた指導を展開することが望まれる。
- いじめの認知件数が増加しており、各学校において「いじめ見逃しゼロ」に向けた取組が推進されていることは評価できる。人権教育の効果的な推進等、いじめの未然防止にも力を入れるとともに、いじめ防止対策推進法及び学校いじめ防止基本方針の理解を徹底してほしい。
- 各学校においてICT機器が効果的に活用されていた。今後は活用場面を取捨選択し、引き続き、本時の目標を達成するための授業づくりを追究してほしい。
- 小学校では交換授業や一部教科担任制を先進的に取り入れて実践している学校があった。特定の教科の専門性を高めるとともに、若手教員は全教科について基本的な指導技術が習得できるようにすることも必要である。
- 人事異動等でこれまでの実践や研究成果が途切れることのないよう、今年度の成果を指導計画等に確実に反映させるなど、学校として定着させることが大切である。
- 働き方改革が求められる現在、各学校において教員の意識改革を含め具体的な方策に取り組んだ結果、在校時間の短縮等の結果に結び付いている点は評価できる。

(2) 教育委員会の支援

- 校長のリーダーシップにより、教育活動の成果が明らかになってきている。平素の学習でも、各学校における研究の成果が生かされるとよりよいものとなる。校内研究等で授業研究を行う際は、研究成果をどのように生かすかを含め、指導してほしい。
- 中学校区毎のコミュニティ・スクールの取組について、小中ですべてを統一して行うことは難しいと思うが、入学してくる生徒にとって、小学校での取組と中学校での取組が連続していることが重要である。教育委員会として研究活動がゾーン内の小・中学校の取組として連続するよう情報を提供してあげてほしい。
- ウェルビーイングの視点からも働き方改革が進むことが望ましい。そのため、授業力等に課題がある場合、教材研究や指導法についての情報を積極的に提供してあげてほしい。
- 若手教員の育成については、日本中の多くの学校で悩んでいる。若手教員を集めて研修することも大切だが、指導主事が学校訪問をして授業参観、指導・助言をするなど地道な取組が必要である。その際に校長等から、当該の若手教員に対して行うべき指導・助言のポイントを明確に聞き取り、ピンポイントで行うことができるとよい。
- タブレット端末の画面が小さいため、表示される文字も小さい。文字サイズを変更できるのだがあまり気にかけていないようだったが、児童・生徒の視力に影響が出てくるのが心配である。あまり小さな文字で画面を見たり入力したりすることのないよう全校に指導するべきである。

6 各学校における主な評価

【狛江第一小学校】	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 総合的な学習の時間で活動内容を議論させる際、児童のやりたいという気持ちを大切にすることは重要だが、現実問題として実現可能かどうかも併行して授業者は意識する必要がある。今後そうした発言が出てくることも想定した準備が必要であろう。 ◆ 授業の中でICT機器を活用することはかなり進んでいると感じた。今後は活動内容に合わせて児童がICT機器の活用を判断させるようにするということがあったが、併せて情報モラルの教育を十分に行ってほしい。
【狛江第五小学校】	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 方法は同じようにしてもゴールが異なることがないようにするため、「考える子」の具体的な姿について、共通理解を図る必要がある。 ◆ 今年度、いじめ防止対策、不登校対策の取組が強化された。別室を用意し、教員を配置した不登校児童の対応を始めたことは素晴らしい。こうした対応が継続的に実施できるよう、学校外との連携も視野に入れることを検討してほしい。
【緑野小学校】	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 他の児童の意見を受け入れることはもとより、互いの人権を尊重することの大事さをどのように考えさせるかも検討してほしい。 ◆ 生命の尊重をテーマにした難易度が高い授業であった。教員が覚えさせたり、教え込んだりする内容ではない。考えさせ、感じさせることに重きをおく道徳の内容の場合、教員が児童を誘導しない学ばせ方が大切である。
【狛江第一中学校】	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学習指導案に示された視点と授業内容が一致しているかどうかは今後よく検討する必要がある。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善も併せて本校では取り組んでいるので、両方の視点を組み合わせるような工夫も今後の検討材料としてもよい。 ◆ 全般に授業の場面に即した無理のないICTの活用ができてきている。ここをベースに様々な活用することにチャレンジしてほしい。そのために、ICT機器活用の実践について教師同士が交流することが必要だと思う。
【狛江第四中学校】	<ul style="list-style-type: none"> ◆ デジタル教科書を使ったものとそうでないものの2通りの数学の授業を参観したが、実物模型を使った授業の方が生徒に受けがよかった。デジタルの方がよい場合のみ活用すればよいのだが、どのような場面がよいかを今は事例を多く集めるようにしてほしい。 ◆ 生徒が主体的に学ぶには、課題の工夫(生徒が興味・関心がもつ課題)とともに、生徒が様々な事象の中から課題を発見することが大切である。この過程を研究していく必要がある。小学校での実践研究の成果を参考にすることも大切である。

令和5年度
狛江市立学校第三者評価委員会
報告書

令和6年3月
狛江市教育委員会

はじめに

平成 21 年度の試行を経て平成 22 年度から本格的な実施となった狛江市立学校第三者評価は、この間第三者評価委員の皆様や各学校の校長の意見を参考に評価方法を改善しながら進めてまいりました。本格実施当初は、毎年全ての小・中学校を対象として第三者評価を実施していましたが、平成 25 年度からは、評価対象の校数を全 10 校から半分の 5 校に減らし、その分、学校訪問の回数を増やすなど、精緻な評価の実施に向けた改善を図ってまいりました。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、授業の様子を撮影した動画を視聴して評価を行う形式とし、令和 3 年度は、引き続き感染症対策のためライブ配信の方法を取り入れ、画面越しではありましたが学校と評価委員がオンラインで直接質疑応答や授業観察を行う形式といたしました。令和 4 年度及び令和 5 年度は、全ての回で直接の学校訪問を実施し、学校の状況を詳細に確認していただくことができました。

この報告書は、第三者評価委員の意見や指摘を評価の観点に基づき、まとめたものです。本年度第三者評価の対象であった学校は、本報告書の内容を参考に令和 6 年度以降の学校経営の改善を進めていただきますようお願いいたします。また、来年度第三者評価の対象となっている学校は、本報告書及び昨年度の報告書を参考に学校の課題を整理し、評価の準備を進めていただくようお願いいたします。狛江市教育委員会事務局としましても、この報告書の指摘を真摯に受け止め、狛江市立小中学校の教育活動の支援に一層尽力してまいります。

令和 6 年 3 月

狛江市教育委員会

目 次

1	令和5年度狛江市立学校第三者評価委員会委員名簿	2
2	令和5年度狛江市立学校第三者評価委員会の経過	3
3	狛江市立学校第三者評価委員会実施細目	4
4	総括	6
5	狛江市立狛江第一小学校	8
6	狛江市立狛江第五小学校	11
7	狛江市立緑野小学校	14
8	狛江市立狛江第一中学校	17
9	狛江市立狛江第四中学校	20

1 令和5年度狛江市立学校第三者評価委員会委員名簿

【 委 員 】 ○ : 委員長

委 員 名	役 職
帝京大学教職大学院 教授	○坂本 和良
一般財団法人 教育調査研究所 研究部長	大橋 明
淑徳大学総合福祉学部 教授 (社会福祉士 精神保健福祉士)	米村 美奈
横浜 DeNA ベイスターズ 元監督	中畑 清

(敬称略)

【 事務局 】

狛江市教育委員会教育部理事兼指導室長	松岡 弘悟
狛江市教育委員会教育部指導室統括指導主事	柳田 裕司

2 令和5年度狛江市立学校第三者評価委員会の経過

	開催日	会場	内容
1	令和5年6月23日（金）～ 令和5年7月14日（金）	各学校	第1回学校訪問
2	令和5年12月13日（水）～ 令和6年1月24日（水）	各学校	第2回学校訪問
3	令和6年3月6日（水）	市役所	報告書検討会

- 狛江市立学校第三者評価委員会実施細目により平成25年度から「教育委員会事務局は、各学校の学校経営計画における重点項目や狛江市教育委員会の施策、前回の第三者評価結果に基づき評価の観点を学校ごとに決定する。」こととなり、事前に事務局が第三者評価実施校を訪問し、評価の観点を決定した。各学校の評価の観点は総括及び学校ごとのページの冒頭に記載した。
- 第1回学校訪問（令和5年6月23日（金）～令和5年7月14日（金）実施）では、委員が各学校を訪問し、校長から学校経営方針について各学校の評価の観点に基づいてヒアリングを行うとともに、授業参観を実施し、各学校における学校経営上の課題等を把握した。
- 第2回学校訪問（令和5年12月13日（水）～令和6年1月24日（金）実施）では、再度各委員が学校を訪問し、各学校の評価の観点に基づき管理職や教務主任から教育活動の実施状況についてヒアリングを行うとともに、授業参観を実施し、第1回学校訪問の際に指摘した課題の改善状況や教育活動の成果について把握した。
- 報告書検討会（令和6年3月6日（水）実施）では、今年度の総括として各委員の学校訪問の記録等から評価結果をまとめ、報告書を作成した。

3 狛江市立学校第三者評価委員会実施細目

1 目的

市立学校の管理運営を司る狛江市教育委員会が設置した狛江市立学校第三者評価委員会が、各小・中学校の学校運営全般について専門的・客観的立場から評価・検証し、その結果得られた課題及び問題点を基に、学校に対し適切な支援・指導を行うことで、地域に根ざした魅力ある学校づくりに資する。

2 評価方法

- (1) 第三者評価委員と教育委員会事務局がチームとなって評価を実施する。
- (2) 中学校区をもとに市内全10校の小・中学校を2つのグループに編成し、それぞれのグループを隔年で評価する。
- (3) 第三者評価において前回実施した評価結果等も含め、2年間の学校経営状況や経年での変化をもとに、中期的な経営の評価を実施する。
- (4) 校長による学校経営についての説明と質疑、管理職及び主幹教諭等より教育活動の実施状況やQ Uアンケート調査の結果等の説明、授業参観、教務主任の協議等を通して評価する。
- (5) 第三者評価委員会は評価結果をまとめ狛江市教育委員会教育長へ報告するとともに、事務局は各学校長、狛江市教育委員会、狛江市議会総務文教常任委員会へ報告する。
- (6) 学校は、評価結果に基づき、教育委員会と連携して課題解決に向けて解決策等を具現化する。

3 評価の観点

教育委員会事務局は、各学校の学校経営計画における重点項目や狛江市教育委員会の施策、前回の第三者評価結果に基づき評価の観点を学校ごとに決定する。

4 年間計画

- (1) 4～5月に第三者評価実施校長の意向を確認の上、各学校の評価の観点を決定する。
- (2) 6～7月に各学校を訪問し、校長より学校経営方針について各学校の評価の観点に基づいてヒアリングを行うとともに、授業参観を実施し、各学校における学校経営上の課題等を把握する。

(3) 12～1月に再度学校訪問を実施し、各学校の評価の観点に基づき管理職や担当教諭等から教育活動の実施状況についてヒアリングを行うとともに、授業参観を実施し、課題の改善状況や教育活動の成果について把握する。

(4) 2～3月に評価結果をまとめ報告書を作成する。

5 狛江市立学校第三者評価グループ

◇第一グループ（令和5年度第三者評価実施校）

小学校	中学校
狛江第一小学校	狛江第一中学校
狛江第五小学校	狛江第四中学校
緑野小学校	

◇第二グループ（令和6年度第三者評価実施校）

小学校	中学校
狛江第三小学校	狛江第二中学校
狛江第六小学校	狛江第三中学校
和泉小学校	

6 令和5年度委員及び事務局

【委員】○：委員長

所 属・役 職	氏 名
帝京大学教職大学院 教授	○坂本 和良
一般財団法人 教育調査研究所 研究部長	大橋 明
淑徳大学総合福祉学部 教授 (社会福祉士 精神保健福祉士)	米村 美奈
横浜 DeNA ベイスターズ 元監督	中畑 清

(敬称略)

【事務局】

狛江市教育委員会教育部理事兼指導室長	松岡 弘悟
狛江市教育委員会教育部指導室統括指導主事	柳田 裕司

4 総括

(1) 学校経営の状況について

- 今回評価の対象となった学校は、どこも落ち着いた雰囲気の中、児童・生徒がはつらつと活動していたことから、充実した教育が行われていることが確認できた。今後も「誰一人取り残さない」学校教育を実現するため、更に個に応じた指導を展開することが望まれる。
- いじめの認知件数が増加しており、各学校において「いじめ見逃しゼロ」に向けた取組が推進されていることは評価できる。人権教育の効果的な推進等、いじめの未然防止にも力を入れるとともに、いじめ防止対策推進法及び学校いじめ防止基本方針の理解を徹底してほしい。
- 各学校において ICT 機器が効果的に活用されていた。今後は活用場面を取捨選択し、引き続き、本時の目標を達成するための授業づくりを追究してほしい。
- 小学校では交換授業や一部教科担任制を先進的に取り入れて実践している学校があった。特定の教科の専門性を高めるとともに、若手教員は全教科について基本的な指導技術が習得できるようにすることも必要である。
- 人事異動等でこれまでの実践や研究成果が途切れることのないよう、今年度の成果を指導計画等に確実に反映させるなど、学校として定着させることが大切である。
- 働き方改革が求められる現在、各学校において教員の意識改革を含め具体的な方策に取り組んだ結果、在校時間の短縮等の結果に結び付いている点は評価できる。

(2) 評価の観点について

令和5年度に学校ごとに設定した評価の観点

学校名		観点①	観点②
狛江第一小学校		ESD の取組	ICT 機器の活用
狛江第五小学校		「考える子」の育成	「明るい子」の育成
緑野小学校		人権を尊重する態度の育成	生命を尊重する態度の育成
狛江第一中学校		「ESD の視点を取り入れた教育活動」による生徒の学力向上	ICT 機器の学習への効果的な活用
狛江第四中学校※	第1回訪問	効果的な話し合い・教え合い活動の実践	主体的に学習に取り組む生徒を育てるための評価の工夫
	第2回訪問	デジタル教材を活用した効果的な授業	主体的に学ぶための課題の工夫

※ 狛江第四中学校は、令和5年度狛江市教育研究奨励校の発表に係る校内研究において、4つの分科会を設定した。本事業において分科会毎の助言をいただくため、第1回と第2回の観点が異なる設定とした。

(3) 教育委員会の支援について

- 校長のリーダーシップにより、教育活動の成果が明らかになってきている。平素の学習でも、各学校における研究の成果が活かされるとよりよいものとなる。校内研究等で授業研究を行う際は、研究成果をどのように活かすかを含め、指導してほしい。
- 中学校区毎のコミュニティ・スクールの取組について、小中ですべてを統一して行うことは難しいと思うが、入学してくる生徒にとって、小学校での取組と中学校での取組が連続していることが重要である。教育委員会として研究活動がゾーン内の小・中学校の取組として連続するよう情報を提供してあげてほしい。
- ウェルビーイングの視点からも働き方改革が進むことが望ましい。そのため、授業力等に課題がある場合、教材研究や指導法についての情報を積極的に提供してあげてほしい。
- 若手教員の育成については、日本中の多くの学校で悩んでいる。若手教員を集めて研修することも大切だが、指導主事が学校訪問をして授業参観、指導・助言をするなど地道な取組が必要である。その際に校長等から、当該の若手教員に対して行うべき指導・助言のポイントを明確に聞き取り、ピンポイントで行うことができるとうい。
- タブレット端末の画面が小さいため、表示される文字も小さい。文字サイズを変更できるのだがあまり気にかけていないようだったが、児童・生徒の視力に影響が出てくるのが心配である。あまり小さな文字で画面を見たり入力したりすることのないよう全校に指導するべきである。

れており、ICT 機器の活用を意識して指導しようとしていることが分かった。将来的には自由に使う（使わせる）ことを目指すべきであり、「一小 GIGA スクール構想」に示された「GIGA スクール構想の実現による学びのイノベーション」を実現していくことにつながると考える。

- 子供はタブレット端末をスムーズに操作し、学習に取り組んでいた。「情報リテラシー年間指導計画」を作成し、それに基づいて指導が行われている成果が出ていると感じた。一方、ICT 機器は便利な機器であるが、教科等の特質や学習場面、子供に育みたい資質・能力等を勘案し、どのような ICT 機器（アプリケーション・ソフト）を、どの場面で、どのように使うのかを考えることが大切である。

(4) 第2回学校訪問より

ア 教務主任等による学校経営方針等の理解について

- 校長の経営方針を具現化するため、学年主任会を開催し、校内での教育活動を統一的に運営できるよう図っていた。本校の取組状況を説明する時、自信をもって話しているところが好印象であった。教務主任としての独自性の発揮も期待したいところである。
- 学校が一体となって、総合的な学習に取り組んでいることがわかる。これが担任をサポートすることになり、質の高さにもつながるだろう。外部講師の招聘や参加などが実践され、「子供が学ぶ授業」への転換がなされている。
- 児童の「積極的に他の人や先生に伝えようとしている」について、まだ3割以上の児童が否定的な回答をしていた。「協働的な学びをさらに充実させていく」「話しやすい雰囲気をつくっていく」ということだった。そのことも大切であるが、国語科を中心に各教科等で自分の考え方の伝え方を指導していくことも大切だと考える。

イ 評価の観点① ESD の取組について

[第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●]

- 総合的な学習の時間では、これまで個人での取組からチームでの取組と順に範囲を拡大してきたが、3学期は学級での取組として最後に仕上げをすることだった。児童もその点については理解しているようで、各チームの活動の関連を考慮したアイデアを出し合っていた。
- 個人⇒チーム⇒学級と取組の単位を変化させて、より高度なコミュニケーションを必要とさせてチャレンジさせている取組姿勢が素晴らしい。これが ESD で求めている能力、態度であると考えられる。
- 3年生は総合的な学習の時間は初めてであり、問いの立て方や探究の方法も十分に身に付いていない児童も多い。児童から出た課題を整理して、学級で探究していく方法も、児童に探究の仕方を身に付けさせるためには大切である。学年の発達の段階と、身に付けさせたい資質・能力を視野に入れて、活動計画を立ててほしい。

[令和6年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- 総合的な学習の時間で活動内容を議論させる際、児童のやりたいという気持ちを大切にすることは重要だが、現実問題として実現可能かどうかを併行して授業者は意識する必要がある。今回参観した範囲では問題となるような意見は見当たらなかったが、今後そうした発言が出てくることも想定した準備が必要であろう。
- 研究発表の資料には「課題発見」がどの学年にも位置付けられていた。このことは非常に大切である。児童の気付きや疑問から出発して、それらをどのように学習課題としていくの

かをもう少し具体的に示し、全教員で共有できるとよい。

ウ 評価の観点② ICT 機器の活用について

[第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●]

- タブレット端末を使って資料を閲覧し、気付いたこと等を記録する際、タブレット端末の画面にそのまま打ち込んでいる児童がいたり、ワークシートに手書きをしている児童がいたり、それぞれが自分のスタイルで学んでいた。タブレットをただのツールとして認識しており、児童はすでにタブレットを使いこなしているように感じられた。
- 社会科の授業では、黒板には拡大した写真が提示されており、一目で確認できるが、児童は手元のタブレットでスクロールしながら5枚の写真を見て違いを探していた。写真の枚数とともに、提示の方法、写真の大きさなどさらに検討する余地がある。

[令和6年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- 教師も互いに教え合いながらスキルを学んでいるという説明があったが、面白い事例や有効だった事例があれば、いつでも簡単に共有できる場があるとより研修の幅が広がる。タブレット端末を使う方が効果的と考えた場合、活用すればよい。また、「児童が使いたい」と申し出があれば認めてあげればよいと考える。
- 授業の中で ICT 機器を活用することはかなり進んできていると感じた。今後は活動内容に合わせて児童が ICT 機器の活用を判断させるようにするということがあったが、併せて情報モラルの教育を十分に行ってほしい。

5 狛江市立狛江第五小学校

(1) 管理職

校長 細谷 俊太郎 副校長 岩渕 美香

(2) 評価の観点

【評価の観点① 「考える子」の育成】

【評価の観点② 「明るい子」の育成】

(3) 第1回学校訪問より

ア 校長の学校経営方針の説明について

- 2050年を見据えて、児童だけでなく教育も変わらなければならないというのはそのとおりで、具体的に学校がどのように変わるのか、授業がどのように変わるのか等、保護者にも理解してもらえるような言葉での説明が必要となる。
- 教員が学校経営計画を理解できるよう、「共感する力（明るい子）」、「学んだことを生かす力（考える子）」、「やり抜く力（強い子）」を達成するための全体計画を作成することが必要ではないかと考える。
- 教育目標に挙げている3項目に関する点について、具体的な対応（教育方法）を校長が提示することによって、教員の教育方針が定まると考える。

イ 評価の観点① 「考える子」の育成

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●〕

- 教師の問いかけに対し、次々と手を上げて発言する児童たちがいるだけでなく、指名されなかった児童の中にも意見を言いたくて仕方がないといった表情もあった。積極的に授業に参加しようとする児童の姿を見ることができた。
- 教員の問いに対し児童から意見が活発に出されたが、多く出ただけに論点が散漫になっている感があった。児童が主体的に課題解決に取り組めるように問いの工夫をしてほしい。

ウ 評価の観点② 「明るい子」の育成

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●〕

- いじめ防止基本方針について、未然防止から早期発見・早期対応まで体系的にまとめられていた。基本方針に基づき、いじめ認知件数が大幅にアップしたとのことだが、これまで見過ごされてきたものを発見できたというならば、評価できる。
- 共感とは、自分と違う価値観等をもった人へ人間的な興味をもち、相手を分かろうとする努力をし、自分と違う相手を受け止めることであると考えられる。共感をどのように考えるのかを再考し、「共感する力」と「明るい子」との関係を明確にする必要がある。

(4) 第2回学校訪問より

ア 教務主任等による学校経営方針等の理解について

- 4級職（主幹教諭、指導教諭）による経営支援会議を中心に、校長の経営方針の具現化や目の前の課題の解決策の検討等を行っている。教務主任として、スキルアップ研修を実施するなど、主体性を発揮させる授業づくりに取り組んでいることから、校長の経営方針を理解し、実現に向け責任をもって取り組んでいる姿勢を見ることができた。一方、働き方改革の取組の一つとして「会議の精選」が挙げられているので、これとの両立に留意したい。

○いじめ防止対応に関し、研修を中心に取組が報告された。認知件数もあがってきているが、その後の対応が適切であるのかどうかの検証方法のマニュアル等の作成も必要である。

イ 評価の観点① 「考える子」の育成

〔第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●〕

○2つの学級で授業を参観したが、どちらの学級でも児童が何をどのように学びたいのか、それぞれが意見を出し、教師は児童の声を基に学習を進めていくスタイルをとっていた。本校が目指す、児童に「選択させる」授業を具現化したものだった。

○児童に単元の学習計画を立てさせて、それに基づいて本時の授業を行ったことは、児童が学習の主体者であることを意識させ、主体的に学習に取り組ませる非常に素晴らしい実践だと感じた。

●本時の場合、学習計画を立て、児童は学習の見通しをもっているのに、「めあて」を教師が提示するのではなく、児童と共に学習計画を確認しながら提示する方がよかった。「めあて」は児童のめあてである。本来、児童が学習をする時に、児童がどこを目指して学習を進めるのかを明確にするためのものでありたい。

〔令和6年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

○児童が自分たちで授業を作っていると意識させるためには、教材を提示するタイミングや課題をこなした先に何が待っているのかを計画段階でよく吟味し、児童に説明するとよい。

○方法は同じようにしてもゴールが異なることがないようにするため、「考える子」の具体的な姿について、共通理解を図る必要がある。

○「考える子」を育成するためには、「主体性を育む」という計画を立てているが、どうなると児童が「主体的」となるのかを研究し、そこから統一した教育方法を文章化し、明示すると、より一層の教育力の向上となると思われる。

ウ 評価の観点② 「明るい子」の育成

〔第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●〕

○2つの学級を参観したが、どちらの学級も担任と児童の関係がよく、見ていて安心できた。担任が豊かな表情で語りかけたり、一人一人に細かく声掛けを行ったりすることでまかれた関係だと思われる。

○作った作品を画像に撮り送信するやり方に戸惑っている児童に対して、それに気付いた児童が丁寧に教えていた。

〔令和6年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等〕

○今年度、学校経営で重点を置いて取り組んできたことは「不登校対応」と「いじめ対応」であった。どちらも重要なことであるが、マイナスをゼロにしていく課題である。来年度もこの2点は大切にしつつ、ゼロからプラスにする課題を設定するとよいのではないだろうか。

○今年度、いじめ防止対策、不登校対策の取組が強化された。別室を用意し、教員を配置した不登校児童の対応を始めたことは素晴らしい。しかし、数名の不登校児に1名の教員の配置の負担感は否めない。こうした対応が継続的に実施できるよう、学校外との連携も視野に入れることを検討してもよい。

○欠席児童がタブレットで授業に参加する際、タブレットの位置や向きなど、教室にいる感覚が得られるような工夫、さらに、別室登校していてもそこからタブレットで参加できるような対応等、全校で共通した体制作りも検討してほしい。

5 狛江市立緑野小学校

(1) 管理職

校長 亀田 親子 副校長 重國 純一

(2) 評価の観点

【評価の観点① 人権を尊重する態度の育成】

【評価の観点② 生命を尊重する態度の育成】

(3) 第1回学校訪問より

ア 校長の学校経営方針の説明について

- 「安心・安全な学校づくり」を基本理念に学校経営に取り組み、今年度は特に徳育に力を入れているとのことだった。学校評価において、「学校が楽しい」「授業が分かる」と90%以上の児童が回答していることから、教育活動が充実したものとなっていることが分かった。
- 専科等の教員を各学年に入れて学年団を形成し、その中で若手教員の育成も行えるようにしていたが、若手教員が増えている現状では、OJT等を実施し育成することはよい取組である。
- 管理職希望者が減少する中で、教員時代にあった事故が管理職になったきっかけだと校長から伺ったことに感銘を受けた。こうした事故を繰り返さないように管理職として責任を負い、陣頭指揮をとる姿が素晴らしい。こうした子供の命を大切にし、行動で示す管理職の姿が頼もしく、学ぶところが大きであった。

イ 評価の観点① 人権を尊重する態度の育成

[現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●]

- 学級会での話し合いの場面を参観した。全体の場で意見が言いやすいように、事前に自己の意見をまとめさせていたので、会でも積極的に発言できていた。他の児童の発言に対し、どのような点がよかったのか理由をあげての自分の意見を付け加える等、よりよい結論を求めようとする姿も見えた。
- 理由を明確にして意見を発表していたこと、異なる2つの意見を統合していたこと、友達の意見をより具体的に質問が出されていたことから、児童が「他者の考えを受け入れる」ことができるようになっていることが伺える。
- 大変活発な意見交換ができ、また、ジェスチャーで意思を表す方法も効果的に使われていた。自らの意見を伝え合えるから受け止めることができることに繋がるのであろう。これらは言語能力の向上にも影響していく。
- 途中から提案理由を意識した発言が少なくなった。人権意識を高めることもねらいの一つならば、話し合いをする際のルールを作ってもよかった。例えば、提案理由のどの部分を実現させるための提案なのかを発言する際説明させる、全員が同じルールで行わなくともよい実施方法である等、単なるドッジボール大会の話し合いではなく多様性を意識させるようにしてもよかった。

ウ 評価の観点② 生命を尊重する態度の育成

[現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●]

- 「バルバオの木は木の幹をゾウに食べさせている時、どのようなことを考えていたか」について考えたことを4人のグループで意見交流をしている際、あるグループの児童がゾウの気持ちを発表した。その時に他の児童は、それを否定するのではなく、バルバオの木の

気持ちに言い換えて「こういうことが言いたかったのかな」と言っていた。相手の立場を考えての発言ができていると感じた。

- 生命の尊重をテーマにした難易度が高い授業であった。教員が覚えさせたり、教え込んだりする内容ではない。考えさせ、感じさせることに重きをおく道徳の内容の場合、教員が児童を誘導しない学ばせ方が大切である。
- 自分の命と引きかえに他の生命を繋いでいくことを協調しすぎると、自己犠牲の賛美のようになりかねないので気を付けたい。

(4) 第2回学校訪問より

ア 教務主任等による学校経営方針等の理解について

- 校長の経営方針をよく理解し、具体的な活動によって前向きに活動していることが伝わってきた。
- 全国的にいじめの重大事態への対応が課題となっている。本校では、教師のいじめの認知件数が増加しているとのことだった。校内委員会の対応の在り方など工夫を遺漏のないようにすることが望まれる。経営計画で大切にしている危機管理とも関係することである。
- 「アクティブ・ラーニングによって、やる気が上がっているが元々『やる気』が低い児童のやる気が上がってこない」という分析までできている点を生かして、少しでも改善できる手だてを立てることを期待する。

イ 評価の観点① 人権を尊重する態度の育成

[第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●]

- 学級活動の授業を参観したが、話し合いのルールをどの児童もよく理解していた。特に会を進行する児童たちへの事前指導を十分行ったためか、流れるような話し合いが展開されていた。欠席者もオンラインで話し合いに参加できるよう配慮もあり、一人一人を尊重する様子が伺われた。
- 児童は、自分と異なる意見でも否定をするのではなく尊重し、複数の意見を合わせたり、友達の意見をさらに発展させたりして合意形成を図ろうとしている姿を見ることができた。

[令和6年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- 他の児童の意見を受け入れることはもとより、互いの人権を尊重することの大事さをどのように考えさせるかも検討してほしい。
- 校長のリーダーシップがあるからこそ、副校長を中心として教育力のある主幹教諭、主任教諭、教務主任教諭等が連携し、一丸となって学校経営がなされていた。学校に課題は、一常に存在するものであるため、改革等は必要であるが、一方で、学校経営の方針の中に本校の強みを強化する内容を盛り込んでもよい。強みを探し、生かす方向を掲げることが教職員の教育のモチベーションの向上につながる。

ウ 評価の観点② 生命を尊重する態度の育成

[第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●]

- 重いテーマの道徳の授業であったが、静かで優しい語りから子供たちにも内容がしっかりと伝わり、生命の大事さについてどの児童も真剣に考えていた。大事な人からの手紙をもらった児童が涙している姿に感動した。
- 授業の終盤で、命の尊さについて思ったことをワークシートに書く場面があった。自分の思いを言語化することは大切である。もう少し時間を取ると、思いはあるのになかなか言葉

にできなかった児童も表現することができたであろう。

- 最終的に児童に考えさせたかった「生命の大事さ」については、誰の命でもよいのではなかったはずである。自分の命の大切さについて考えることが本授業のポイントでもあったならば、指導の展開も変わったのかもしれない。

[令和6年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- 若手に授業を参観させるときには、授業のどこの何を見ればよいのかを示すことが必要だと思われる。特に今回の道徳の授業で見られた児童の発言の力を育成しようとする場合、本時だけでなく、これまでの指導の経過を知らせることが必要になる。

5 狛江市立狛江第一中学校

(1) 管理職

校長 吉田 知弘 副校長 小松 香織

(2) 評価の観点

【評価の観点① 「ESD の視点を取り入れた教育活動」による生徒の学力向上】

【評価の観点② ICT 機器の学習への効果的な活用】

(3) 第1回学校訪問より

ア 校長の学校経営方針の説明について

- 学校評価で「学校の授業は分かりやすく、先生たちの努力や工夫を感じる」と90%以上の生徒が評価していることをみると、3つの「本」をスローガンに進められてきた本校の教育が十分成果を出していることが分かる。
- 学校経営に当たって、学校経営のための「グランドデザイン」、グランドデザインに基く学校経営計画実施のための「工程表」、そして具体的な「学校経営計画」の3点セットを作成し教員に説明することが必要である。
- ICT 機器を有効に活用しようとする前向きな校長の姿勢が感じられた。是非、ICT 機器の教育的な効果や指導上の効率化について、確認し活用の活性化につなげていただきたい。

イ 評価の観点① 「ESD の視点を取り入れた教育活動」による生徒の学力向上

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●〕

- 社会科の授業では、教科書に掲載されている駐輪場の問題を題材に、視点を決め解決策を考える授業だった。マトリックスを活用して、各班から提出された意見を「効率」と「公正」の2つの軸で整理していた。思考が可視化され、それぞれの意見の位置付けを明確にすることができていた。
- 国語科の授業では、ESD 教育において、「対話」による学び方が重要視されていることから、「聞く」姿勢を学ぶ視点が素晴らしいと感じた。ともすれば、スピーチの内容や方法に着目しがちであるところをグループ活動により、他者の意見を聞き、深く考えることができていた。
- 参観したどの授業も ESD との関係性を提案していたが、すべての授業で ESD の視点を入れなければならないわけではない。教科のねらいとの関係で相応しい場面があれば取り入れればよい。

ウ 評価の観点② ICT 機器の学習への効果的な活用

〔現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●〕

- 思考ツールとしてマトリックスを使って考えの可視化を行い、それをロイロノートで授業者に提出させ、クラス全体での共有を図ったことは、時間を効率的に使う面では有効な方法であった。マトリックス以外にも様々な思考ツールがあり、今後は生徒がそれを自分で選択して使えるようにすることが求められる。
- 生徒はホワイトボードのアプリを有意義に活用し、入力から討議も効率的に行っていた。他者の意見を手で書くよりも正確に把握でき、その内容を閲覧しながら討議ができることは、話し合いが活発になることに繋がっていた。
- 学習の途中経過を確認したり、個人やグループの意見を共有したりするような場面は積極

的に活用すべきであるし、それ以外の場面でも本校ならではの活用スタイルを模索してほしい。

(4) 第2回学校訪問より

ア 教務主任等による学校経営方針等の理解について

- 校長の経営方針をもとに、学校運営に尽力するだけでなく、自分から改善すべき事項を見つけ、具体的に実践していることも理解できた。教務主任という立場から、学年の壁を越え、学校全体への影響を考え行動することをさらに検討してほしい。
- 3年生の生徒がSDGsの取組として、生徒たち自身で何ができるのか考えさせて決定させ、街頭インタビューや自転車での発電、グリーンカーテンづくりなどに取り組むなど、生徒が主体的に取り組む力を育成することができたという。そのために、教職員の意識を啓発したり、活動のための時間設定の工夫をしたりしてきているなど、教務主任として重要な役割を果たしている。
- OSDGsの取組について、まだ教職員間で温度差があるという。今後、この温度差を解消し、全教職員が同じように取り組めるようにしていくことを期待している。

イ 評価の観点① 「ESDの視点を取り入れた教育活動」による生徒の学力向上

[第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●]

- ESDの内容のうち、各教科の授業の中で共通に扱えるものとして3点に絞り込んで共通実践を行っているとの説明を受けた。実際の学習指導案でも説明通り本授業の視点がどこにあるのか明確に示していたので、全教員が同じ方向で研究を進めていることが分かった。
- 参観をした3つの授業に共通していたのは、生徒が熱心に取り組んでいることと、生徒が互いに協力し合って活動していたことであった。「協働的な学び」の実現に向けて一歩を踏み出していると感じた。
- 学習指導案に示されたESDの視点と、実際の授業展開の間に多少ずれがあったので、内容を再度吟味してほしい。

[令和6年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- 学習指導案に示された視点と授業内容が一致しているかどうかは今後よく検討する必要がある。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善も併せて本校では取り組んでいるので、両方の視点を組み合わせるような工夫も今後の検討材料としてもよい。
- それぞれの項目（「思考力」「問題解決能力」「合意形成し協力・協働する態度」）についての概念規定を的確に行い、教職員間で齟齬がないようにする必要がある。また、それぞれの項目について、具体的な生徒の姿を明らかにしておく必要がある。「問題解決能力」には「思考力」や「合意形成し協力・協働する態度」も含まれるとも考えられる。一つ一つの要素についての吟味と要素間に関係を明らかにすることが求められる。

ウ 評価の観点② ICT機器の学習への効果的な活用

[第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●]

- タブレット端末が学校に導入されて随分と経つが、生徒にとっては授業で活用することが完全に定着しているように感じた。自分のアイデアを作図したり、手書きのものを撮影したりするだけでなく、それらをネットワーク経由で学級の生徒全員と共有したりと、自由に使いこなしていた。また、自分たちの活動を撮影し、それらをもとにどのように改善すればよいか話し合いの材料にもできていた。

- 協働学習ツールの活用は、生徒が友達のことを知るための有効な方法だと思うが、まだ自分の考えをワークシートに記入中の生徒が多くいた。ワークシートへ記入をしている生徒がいる場合は時間を多くとるべきであった。

[令和6年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- 生徒は違和感なくタブレット端末を使いこなしているのが、教師もと思われがちだが、ICT機器は使うことによって授業を改善できるならば使うべきであって、使うことが目的化するようだと本末転倒といえる。すべての授業でタブレット端末の活用が求められているわけではない。
- 全般に授業の場面に即した無理のないICTの活用ができています。ここをベースに様々な活用をすることにチャレンジしてほしい。そのために、ICT機器活用の実践について教師同士が交流することが必要だと思う。互いに空き時間に、教科は異なっても授業を参観する方法もあり、活用方法をICTの活用によって共有する方法もある。本校の実態に合った方法を工夫して進めてほしい。

5 狛江市立狛江第四中学校

(1) 管理職

校長 佐伯 英徳 副校長 赤羽 利章

(2) 評価の観点

ア 第1回学校訪問

【評価の観点① 効果的な話し合い・教え合い活動の実践】

【評価の観点② 主体的に学習に取り組む生徒を育てるための評価の工夫】

イ 第2回学校訪問

【評価の観点① デジタル教材を活用した効果的な授業】

【評価の観点② 主体的に学ぶための課題の工夫】

(3) 第1回学校訪問より

ア 校長の学校経営方針の説明について

○「学校は生徒にとって、考え方を学び、学び方を学び、生き方を学ぶ場である」を経営理念に掲げ、小規模校のよさを生かした経営を行っているという説明があった。上級生の姿を見て下級生が育つ校風、四中スペシャルや体験学習の伝統等を通して本校のよさをしっかりと定着させていることは授業中の生徒の様子を見ても十分理解できた。

○学校経営計画における教育計画が立案され、PDCA サイクルによって管理され、検証後にどのように改善されているのかが明確化されている。こうしたことが管理職のみならず、一般教職員を交えた形でのPDCA が展開されていると、より実行力が高まると考える。

イ 評価の観点① 効果的な話し合い・教え合い活動の実践

[現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●]

○2つの学級の授業で話し合い活動を参観したが、どちらも生徒が自由、活発に発言し、意見をまとめる様子を見ることができた。話し合った結果を全体に発表する際にも、自信をもって表現していた。

●短歌の鑑賞においてはグループで検討するのではなく、むしろ個人で鑑賞し、それをグループ内で発表する方が目標にあっていると感じた。グループでの話し合いによる教育的効果について、引き続き検討する必要がある。

○指示待ちの子供たちが多いという現状があるならば、グループ形式での学習におけるリーダーシップの取り方や他の意見を基に皆で発展させる方法等、主体的な学びにつながる様々なことを学ばせてほしい。

ウ 評価の観点② 主体的に学習に取り組む生徒を育てるための評価の工夫

[現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●]

○参観した保健体育の授業で、生徒が複数の競技の練習を同時に行っていたが、教員の指示がほとんどないにも関わらず、生徒がそれぞれの技量に応じて練習を行っていた。主体的に学習へ取り組むよう指導されていた成果の一端を見た。

(4) 第2回学校訪問より

ア 教務主任等による学校経営方針等の理解について

- 教職員の人間関係がよいだけでなく、協力体制ができていることが学校の強みであると認識し、そのために日頃から調整役を買って出ているとのことであった。経営方針を理解し、教務主任としてその具現化に努力している様子が伺えた。
- 不登校生徒がほぼゼロ人となったとの報告があった。かなりきめ細やかな生徒対応がなされた成果だと推察される。不登校生徒を登校へ導くことも難しいが登校した後のフォロー体制の構築も必要だと考える。今後の不登校生徒の継続登校への対応の取組にも期待したい。

イ 第1回学校訪問の評価の観点① 効果的な話し合い・教え合い活動の実践

[第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●]

- 日頃から授業で話し合いが行われていることが分かるほど、生徒たちだけでスムーズに進められていた。発言を否定されずに聞いてもらえ、聞いてもらえる体験から発言の自発性が生まれていることを感じた。

[令和6年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- 教師間の人間関係のよさが生徒間の人間関係のよさにつながり、話し合い・教え合いが有効に作用しているのではないかとの意見もあったが、本当にそれだけなのか、何が効果的なのかも含め、本校の特色として今後も探ってほしい。教師、生徒とも毎年変わるため、この校風を維持できる要素を明確にできると、どの学校にも当てはめることができるかもしれない。

ウ 第1回学校訪問の評価の観点② 主体的に学習に取り組む生徒を育てるための評価の工夫

[第1回学校訪問時に比べ改善が見られた点…○ さらに改善が必要な点…●]

- 研究活動と授業による教育活動が連動しながら展開されていることを感じた。分科会には、異なる科目担当の教員同士が学び合うシステムもよい反応を起し、研究が深まっていることが分かった。

[令和6年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- 授業研究のシステムが整い、授業改善が進んだことは理解できたが、どのように評価を工夫したのかまでは分からなかった。指導と評価は一体なので、評価を含めた取組を今後発信してほしい。

エ 第2回学校訪問の評価の観点① デジタル教材を活用した効果的な授業

[現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●]

- タブレットを使って動画を撮影し、皆で共有しながらの授業を参観したが、生徒も授業者も機器の操作に精通しており、トラブルもなく円滑に活動が行われていた。
- ジェスチャーを動画に撮り、そのデータを Teams に送って全員で見て、現在進行形を用いて英語で表現する内容は、デジタル機器の無理のない使い方であり、学習を深める使い方であった。
- デジタル教科書に教員が書き込みを促していたが、ほとんど手が進んでいなかった。この理由を分析し、書き込めてもすぐに消せるよさを使い、何度でやり直せることを理解できる練習が必要だと感じた。

[令和6年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- デジタル教科書を使ったものとそうでないものの2通りの数学の授業を参観したが、実物模型を使った授業の方が生徒に受けていた。デジタルの方がよい場合のみ活用すればよいのだが、どのような場面がよいかを今は事例を多く集めるようにしてほしい。
- 「デジタル教材の活用」と「デジタル機器の活用」との違いを整理し、厳密に分ける必要がある。

オ 第2回学校訪問の評価の観点② 主体的に学ぶための課題の工夫

[現状や課題、取組の方向性、授業観察からの感想等…○ 課題…●]

- 角錐や円錐の体積が、角柱や円柱の体積の何分のいくつになるか考えさせる授業を参観したが、意見が分かれるという理想的な展開となっており、実物を使っての結果に多くの生徒が驚きの声を上げていた。素直に驚き感激することが主体的な学びには欠かせないと思った。
- 問題解決能力を育成するには、答えを求めるだけではなく、導くための方法を考えさせることが非常に重要であるとともに、そのことが生徒が主体的に学ぶことにつながる。もっと時間をとり生徒にじっくりと考えさせる必要がある。
- 授業中の明るいクラスの雰囲気と生徒が集中している様子が見て取れた。生徒の前向きな学習意欲と授業者である教員の前向きな姿勢が比例関係にある感じがした。教員の教育姿勢に触発される生徒との相互関係が生まれ、生徒の主体性も芽生えることが分かった。

[令和6年度の学校経営に向けての提言・アドバイス等]

- 学習指導案には課題を工夫したとは書かれていたが、どのような工夫なのか具体的な内容が書かれていなかった。より具体的な形で研究の成果を残しておく必要がある。
- 生徒が主体的に学ぶには、課題の工夫（生徒が興味・関心をもつ課題）とともに、生徒が様々な事象の中から課題を発見することが大切である。この過程を研究していく必要がある。小学校での実践研究の成果を参考にすることも大切である。
- 問題解決の解決をしていく過程が大切である。生徒の反応を予測し、支援の内容・方法を研究することが必要である。そのためには一斉指導ではなく、一人一人の生徒に対応した、個に応じた指導が大切になる。

令和6年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(3)

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を下記のとおり実施いたしましたので報告します。

学校名	対象	期間
狛江第三小学校	第6学年1学級	令和6年3月6日から3月7日まで

理由は、「インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。」です。